



(号外) 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

〔省令〕

〔目次〕

- 経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則の一部を改正する省令
- （経済産業四二三）

〔その他告示〕

- 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（財務一二六、一二三）
- 国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示
（同一三三九、一三五）
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示
（同一三六九、一三八）

〔公 告〕

特殊法人等
中日本高速道路株式会社料金の額及
び徴収期間の変更関係
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

五 穂 單

三 一

二 八

一 三

四 二

五 一

六 〇

七 九

八 〇

九 一

一〇 二

一一 三

一二 四

一二 五

一二 六

一二 七

一二 八

一二 九

一二 一〇

一二 一一

一二 一二

一二 一二</

様式第十一 次の如きに依る。

Appendix 1-A(JAPAN)

Appendix 1-B(JAPAN)

This form is used for originating goods of Japan for the purpose of preferential treatment under the Agreement between Japan and the Kingdom of Thailand for an Economic Partnership (hereinafter referred to as "the Agreement").

General Conditions:

- The conditions for the preferential tariff treatment under the Agreement is that the goods exported to Thailand should fall within description of products eligible for concession in Thailand; comply with one of the requirements set out in Preference Criteria; and comply with the consignment criteria of Article 32 of the Agreement.

1. Exporter's Name, Address and Country:	Reference No.	Number of page
		/

2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country:

THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP

CERTIFICATE OF ORIGIN

Issued in Japan

AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP
CERTIFICATE OF ORIGIN

3. Means of transport and route

Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number

5. Preference criterion	6. Quantity or gross weight	7. Invoice number and date

Instructions for Certificate of Origin:

For the purposes of claiming preferential tariff treatment, the document should be completed legibly and in full by the exporter or its authorised agent. Any item of the form should be completed in the English language. The certificate of origin should be no longer valid, if it is completed in any languages other than English or modified after the issuance.

If the space on the certificate is insufficient to specify the necessary particulars for identifying the goods and other related information, the exporter or its authorised agent may provide the information using additional form of Appendix 1-A (JAPAN). In that case, every additional Appendix 1-A (JAPAN) should be completed legibly and in full by the exporter or its authorised agent and by the competent governmental authority or its designee.

Field 1: State the full name, address and country of the exporter.

Field 2: State the full name, address and country of the importer or consignee.

Field 3: Provide the name of loading port, transit port and discharging port and the name of vessel / flight number, as far as known. In case of retroactive issuance, the date of shipment (i.e. bill of lading or airway bill date).

Field 4: Provide item number (as necessary), marks and numbers, number and kind of packages, Harmonized System (hereinafter referred to as "HS") tariff classification number based on the same edition of the HS as applied in Annex 2 and description of each good consigned.

For each good, indicate the HS tariff classification number at the six-digit level.

In principle the description should be substantially identical to the description of the invoice and to the description under the HS for the good.

With respect to each good of Chapter 16 of the HS, the materials taken by the authorised fishing vessels on the IOTC Record, and names, registered numbers and nationalities of such vessels should be indicated (if such materials were used in the production of the good(s)).

With respect to each good of Chapter 7, 16, 18, 19 or 20 of the HS, the materials of non-Parties which are member countries of the ASEAN and the names of such non-Parties should be indicated (if such materials were used in the production of the good(s)).

With respect to each good of Chapter 61 or 62 of the HS, the materials of the other Party or non-Parties which are member countries of the ASEAN, the processes or operations conducted in such Party or non-Parties, and the names of such Party or non-Parties should be indicated (if such materials were used in the production of the good).

Field 5: For each good, state which preference criterion (WO, PE or PS under Preference Criteria above) is applicable. The rules of origin are contained in Chapter 3 and Annex 2.

Note: In order to be entitled to preferential tariff treatment, each good of a Party must meet at least one of the criteria given.

Indicate "ACU" for accumulation, and "DM" for *De Minimis*, if applicable.

Field 6: For each good, indicate the quantity or gross weight.

Field 7: Indicate the invoice number and date for each good. The invoice should be the one issued for the importation of the good into Thailand.

If the invoice is issued by a person different from the exporter or its authorised agent to whom the certificate of origin is issued and the person who issues the invoice is located in a non-Party, it should be indicated in field 8 that the goods are involved in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that issues the invoice.

In an exceptional case where the invoice number of an invoice issued in a non-Party is not known at the time of issuance of the certificate of origin, field 7 should indicate the invoice number and the date of the invoice issued by the exporter to whom the certificate of origin is issued and it should be indicated in field 8 that the goods will be invoiced in a non-Party, identifying the full legal name and address of the person that will issue the invoice.

Place and Date: _____

Stamp _____

Place and Date: _____

Signature: _____

Name (printed): _____

Company: _____

Signature: _____

Field 8: If the certificate of origin is reissued in accordance with paragraph 4 of Rule 4 of Part1 Section 2, the issuing authority should indicate the date of issuance and the reference number of the original certificate of origin. Other remarks as necessary.

Field 9: This field should be completed, signed and dated by the exporter or its authorised agents. The "Date" should be the date on which the certificate of origin is applied for.

Note: The exporter's or its authorised agent's signature may be autographed or electronically printed.

Field 10: This field should be completed, dated, signed and stamped by the competent governmental authority or its designee of Japan.

Note: The competent governmental authority's or its designee's signature may be autographed or electronically printed.

Notice 1. Any items entered in this form should be true and correct. False declaration or documents relating to the certificate of origin should be subject to penalty in accordance with the laws and regulations of Japan.

Notice 2. The certificate of origin should be a basis of determination of origin at the customs authority of Thailand.

附 則

本の省令は、令和七年六月一日から施行する。

そ の 他 告 示

○財務省令長編第116号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月一日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（2年）(第471回)
- 2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発 行 方 法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各國債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
- 5 募 入 決 定 の 方 法
 - (1) 価格競争入札発行 各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
 - (2) 非競争入札発行 各申込みの応募額を案分により割り当てる。
 - (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
- 6 発 行 額
 - (1) 価格競争入札発行 額面金額で1,978,800,000,000円
 - (2) 非競争入札発行 額面金額で765,000,000円

(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 額面金額で619,700,000,000円

(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額で259,200,000,000円

7 払 込 金 額

- (1) 価格競争入札発行 1,980,205,315,000円
- (2) 非競争入札発行 765,543,150円
- (3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行 620,139,987,000円
- (4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 259,384,032,000円

8 最 低 額 面 金 額

9 振 替 単 位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。

10 発 行 日 令和7年4月1日

11 発 行 価 格

- (1) 価格競争入札発行 額面金額100円につき100円6銭以上のそれぞれの応募価格
- (2) 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行 額面金額100円につき100円7銭1厘

12 利 率 年0.9%

13 初 期 利 子 令和7年10月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。）

$$\text{額面金額} \times \frac{0.9}{100} \times \frac{1}{2}$$

14 第 2 期 以 後 の 利 子 每年4月1日及び10月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。

15 債 戻 期 限 令和9年4月1日

16 債 戻 金 額 額面金額100円につき100円

17 元 利 金 支 払 場 所 日本銀行

18 入 札 参 加 者 財務大臣から通知を受けた者

19 払 込 期 日 令和7年4月1日

○財務省令長編第117号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和七年四月十日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名 称 及 び 記 号 利付国庫債券（5年）(第178回)
- 2 発 行 の 根 拠 法 律 及 び そ の 条 項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第62条第1項
- 3 振 替 法 の 適 用 等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）	11 発行価格	額面金額100円につき100円25銭以上のそれぞれの応募価格 額面金額100円につき100円29銭
5 募入決定の方法		12 利率	年1.0%
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{22}{365}$
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。	14 初期利子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{1.0}{100} \times \frac{1}{2}$
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
6 発行額		16 債還期限	令和12年3月20日
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,827,400,000,000円 うち、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で1,334,831,250,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で492,568,750,000円	17 債還金額	額面金額100円につき100円
(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で300,000,000円	18 元利金支払場所	日本銀行
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で572,000,000,000円	19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で239,300,000,000円	20 払込期日	令和7年4月11日
7 払込金額		○監査報告書(11)	
(1) 価格競争入札発行	1,832,713,100,000円	国債の総額に係る額を(昭和五十年六月三十日現在)第五表第十項の取扱い規則(昭和四十四年四月一日に発行した利付国債の発行条件等を次の通り告示する)。	
(2) 非競争入札発行	300,870,000円	令和七年五月九日	
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	573,658,800,000円	1 名称及び記号	利付国庫債券(10年)(第378回)
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	239,993,970,000円	2 発行の根拠法律及びその条項	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第71条の26第1項並びに特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項及び第62条第1項
8 最低額面金額	50,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）
10 発行日	令和7年4月11日	財務大臣 批議 謹啓	

5 募入決定の方法		14 初期利子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。 ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。
(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。	15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6ヶ月間に属する利子を支払う。
(2) 非競争入札発行	各申込みの応募額を案分により割り当てる。	16 償還期限	令和17年3月20日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。	17 償還金額	額面金額100円につき100円
6 発行額		18 元利金支払場所	日本銀行
(1) 価格競争入札発行	額面金額で1,966,200,000,000円 うち、子ども・子育て支援法第71条の26第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で454,559,200,000円（令和7年度予算分）、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で940,361,050,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で571,279,750,000円	19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
(2) 非競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で1,695,000,000円	20 払込期日	令和7年4月4日
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で631,600,000,000円	○財務省規則第116号	
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で219,900,000,000円	国債の発行並びに譲り受け（昭和五十七年大蔵省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和十七年四月十四日又は前記の日又は其の前に譲り受けた利付国債の発行条件等を次の如く定める。	
7 払込金額		令和十七年五月四日	
(1) 価格競争入札発行	1,965,243,490,000円	1 名称及び記号	利付国庫債券（20年）（第192回）
(2) 非競争入札発行	1,694,152,500円	2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第62条第1項
(3) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	631,284,200,000円	3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
(4) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	219,790,050,000円	4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）。
8 最低額面金額	50,000円	5 募入決定の方法	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	(1) 価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
10 発行日	令和7年4月4日	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	
11 発行価格		6 発行額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円84銭以上のそれぞれの応募価格	(1) 価格競争入札発行	額面金額で750,900,000,000円
(2) 非競争入札発行、国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円95銭	(2) 国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で247,296,400,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で344,698,300,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で158,905,300,000円
12 利率	年1.4%	(3) 国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で248,900,000,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。		特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で88,500,000,000円
	額面金額の総額× $\frac{1.4}{100} \times \frac{15}{365}$		

7 払込金額		4 発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各債券市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）
(1) 価格競争入札発行	756,070,050,000円	(1) 価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	250,617,410,000円	(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	各債券市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
(3) 債券市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	89,110,650,000円		
8 最低額面金額	50,000円	6 発行額	額面金額で600,600,000,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。	(1) 価格競争入札発行	うち、財政法第4条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で330,820,900,000円、特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で218,652,250,000円、同法第62条第1項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で51,126,850,000円
10 発行日	令和7年4月16日	(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	特別会計に関する法律第46条第1項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で199,100,000,000円
11 発行価格		7 払込金額	
(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき100円35銭以上のそれぞれの応募価格	(1) 価格競争入札発行	599,113,350,000円
(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び債券市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行	額面金額100円につき100円69銭	(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	198,602,250,000円
12 利率	年2.4%	8 最低額面金額	50,000円
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{27}{365}$	9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
14 初期利子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$	10 発行日	令和7年4月9日
15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。	11 発行価格	
16 債還期限	令和27年3月20日	(1) 価格競争入札発行	額面金額100円につき99円以上のそれぞれの応募価格
17 債還金額	額面金額100円につき100円	(2) 債券市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円75銭
18 元利金支払場所	日本銀行	12 利率	年2.4%
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者	13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第20号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{20}{365}$
20 払込期日	令和7年4月16日	14 初期利子	令和7年9月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第16号において規定する期日について同じ。）。 $\text{額面金額} \times \frac{2.4}{100} \times \frac{1}{2}$
○該欄は長編用紙川十叶		15 第2期以後の利子	毎年3月20日及び9月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
国債の発行等に関する命令（昭和五十九年大藏省令第110号）第五条第十一項の規定に基づき、令和7年4月9日に行なった利付国債の発行条件等を次の通り告白する。			
令和7年5月9日	財務大臣 加藤 勝信		
1 名称及び記号	利付国庫債券（30年）（第86回）		
2 発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項及び第62条第1項		
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。		

16 債還期限	令和3年3月20日
17 債還金額	額面金額100円につき100円
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和7年4月9日
○附録省略	○附録省略
1 名称及び記号	利付国庫債券(10年)(第359回、第361回、第371回、第373回及び第377回)、 利付国庫債券(20年)(第120回、第128回、第129回、第134回、第139回、 第152回、第161回、第164回、第169回、第170回、第171回、第172回、第 173回及び第174回)及び利付国庫債券(30年)(第17回、第28回、第32回及 び第33回)
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律(平成19年法律第23号)第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。以下「振替法」という。)の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行方法	利回り格差(第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。)を競争に付して行われる入札による発行
5 募入決定の方法	各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
6 発行額	額面金額で649,300,000,000円 内訳(別表のとおり)
7 払込金額	586,809,197,000円
8 最低額面金額	50,000円
9 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10 発行日	令和7年4月18日
11 発行価格	発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額
	$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$
12 利率	(別表のとおり)
13 経過利子の払込み	募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。 各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率/100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数(利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。)/365
14 利子	第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う(償還期限について同じ。) $\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
15 債還期限	(別表のとおり)

16 債還金額	額面金額100円につき100円
17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り	銘柄毎の基準利回りは、令和7年4月17日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。
18 元利金支払場所	日本銀行
19 入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
20 払込期日	令和7年4月18日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	債還期限	発行額(額面金額)
利付国庫債券(10年)(第359回)	0.1%	令和12年6月20日	80,000,000,000円
利付国庫債券(10年)(第361回)	0.1%	令和12年12月20日	2,300,000,000円
利付国庫債券(10年)(第371回)	0.4%	令和15年6月20日	4,800,000,000円
利付国庫債券(10年)(第373回)	0.6%	令和15年12月20日	4,800,000,000円
利付国庫債券(10年)(第377回)	1.2%	令和16年12月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第120回)	1.6%	令和12年6月20日	24,500,000,000円
利付国庫債券(20年)(第128回)	1.9%	令和13年6月20日	15,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第129回)	1.8%	令和13年6月20日	9,800,000,000円
利付国庫債券(20年)(第134回)	1.8%	令和14年3月20日	20,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第139回)	1.6%	令和14年6月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第152回)	1.2%	令和17年3月20日	1,400,000,000円
利付国庫債券(20年)(第161回)	0.6%	令和19年6月20日	10,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第164回)	0.5%	令和20年3月20日	19,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第169回)	0.3%	令和21年6月20日	600,000,000円
利付国庫債券(20年)(第170回)	0.3%	令和21年9月20日	4,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第171回)	0.3%	令和21年12月20日	48,000,000,000円
利付国庫債券(20年)(第172回)	0.4%	令和22年3月20日	129,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第173回)	0.4%	令和22年6月20日	10,900,000,000円
利付国庫債券(20年)(第174回)	0.4%	令和22年9月20日	103,700,000,000円
利付国庫債券(30年)(第17回)	2.4%	令和16年12月20日	5,000,000,000円
利付国庫債券(30年)(第28回)	2.5%	令和20年3月20日	2,500,000,000円
利付国庫債券(30年)(第32回)	2.3%	令和22年3月20日	24,200,000,000円
利付国庫債券(30年)(第33回)	2.0%	令和22年9月20日	26,000,000,000円

○財務省告白第百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年四月二十二日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣 加藤 謙信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（20年）（第175回、第176回、第181回、第183回、第189回、第190回及び第191回）、利付国庫債券（30年）（第34回、第35回、第36回、第41回、第43回、第44回、第47回、第58回、第64回及び第65回）及び利付国庫債券（40年）（第13回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行方法 利回り格差（第17号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行
- 5 募入決定の方法 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
- 6 発行額 額面金額で449,400,000,000円
内訳（別表のとおり）
- 7 払込金額 364,019,993,000円
- 8 最低額面金額 50,000円
- 9 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 10 発行日 令和7年4月23日
- 11 発行価格 発行対象国債ごとに、額面金額100円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{1 + \left(\frac{\text{第17号に規定する利回り} + \text{募入利回り格差}}{100} \right) \times \text{残存年数}}$$
- 12 利率 （別表のとおり）
- 13 経過利子の払込み 募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を払込期日に払い込むものとする。
各発行対象国債の額面金額の総額×各発行対象国債の利率／100×各発行対象国債の前利子支払期日の翌日から第10号に規定する発行日までの経過日数（利子支払期日が発行日と同日になる場合には、零。）／365
- 14 利子 第10号に規定する発行日後の各発行対象国債の支払期を支払期とし、各支払期において、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（償還期限について同じ。）

$$\text{各発行対象国債の額面金額} \times \frac{\text{各発行対象国債の利率}}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 15 債還期限 （別表のとおり）
- 16 債還金額 額面金額100円につき100円
- 17 入札の基準とする各発行対象国債の利回り 銘柄毎の基準利回りは、令和7年4月22日付で日本証券業協会が発表した公社債店頭売買参考統計値表に掲載された平均値の単利利回りとする。

18 元利金支払場所 日本銀行

- 19 入札参加者 財務大臣から通知を受けた者
- 20 払込期日 令和7年4月23日

（別表）

名称及び記号	利率（年）	償還期限	発行額（額面金額）
利付国庫債券（20年）（第175回）	0.5%	令和22年12月20日	266,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第176回）	0.5%	令和23年3月20日	100,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第181回）	0.9%	令和24年6月20日	14,700,000,000円
利付国庫債券（20年）（第183回）	1.4%	令和24年12月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（20年）（第189回）	1.9%	令和26年6月20日	3,400,000,000円
利付国庫債券（20年）（第190回）	1.8%	令和26年9月20日	3,300,000,000円
利付国庫債券（20年）（第191回）	2.0%	令和26年12月20日	11,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第34回）	2.2%	令和23年3月20日	9,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第35回）	2.0%	令和23年9月20日	9,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第36回）	2.0%	令和24年3月20日	13,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第41回）	1.7%	令和25年12月20日	2,700,000,000円
利付国庫債券（30年）（第43回）	1.7%	令和26年6月20日	1,500,000,000円
利付国庫債券（30年）（第44回）	1.7%	令和26年9月20日	200,000,000円
利付国庫債券（30年）（第47回）	1.6%	令和27年6月20日	400,000,000円
利付国庫債券（30年）（第58回）	0.8%	令和30年3月20日	2,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第64回）	0.4%	令和31年9月20日	1,000,000,000円
利付国庫債券（30年）（第65回）	0.4%	令和31年12月20日	3,100,000,000円
利付国庫債券（40年）（第13回）	0.5%	令和42年3月20日	6,400,000,000円

○財務省告白第百四十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第十一項の規定に基づき、令和七年四月九日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

令和七年五月九日

財務大臣 加藤 謙信

- 1 名称及び記号 利付国庫債券（2年）（第470回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で15,276,950,000円
6	払込金額	15,280,005,390円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和7年4月9日
10	発行価格	額面金額100円につき100円2銭
11	利税率	年0.8%
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{39}{365}$
13	初期利子	令和7年9月1日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{0.8}{100} \times \frac{1}{2}$
14	第2期以後の利子	毎年3月1日及び9月1日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和9年3月1日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和7年4月9日

○財務省告示第百三十五号

1	名称及び記号	利付国庫債券（5年）（第177回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で6,257,000,000円
6	払込金額	6,258,877,100円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和7年4月10日
10	発行価格	額面金額100円につき100円3銭
11	利税率	年1.1%
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{111}{365}$

13	初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{1.1}{100} \times \frac{1}{2}$
14	第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和16年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和7年4月9日

○財務省告示第百三十四号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第110号）第46条第1項の規定に基づき、令和7年4月9日に施行した利付国債の発行条件等を次の通り告示する。

令和7年五月九日

財務大臣 加藤 勝信

1	名称及び記号	利付国庫債券（10年）（第377回）
2	発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4	発行方法	募集取扱機関による募集の取扱いによる発行
5	発行額	額面金額で9,603,650,000円
6	払込金額	9,473,040,360円
7	最低額面金額	50,000円
8	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
9	発行日	令和7年4月9日
10	発行価格	額面金額100円につき98円64銭
11	利税率	年1.2%
12	経過利子の払込み	各募集取扱機関は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を第18号に規定する期日に払い込むものとする。 $\text{額面金額の総額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{110}{365}$
13	初期利子	令和7年6月20日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第15号において規定する期日について同じ。） $\text{額面金額} \times \frac{1.2}{100} \times \frac{1}{2}$
14	第2期以後の利子	毎年6月20日及び12月20日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
15	償還期限	令和16年12月20日
16	償還金額	額面金額100円につき100円
17	元利金支払場所	日本銀行
18	払込期日	令和7年4月9日

○財務省告示第百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり定める。

令和七年五月九日

財務大臣 加藤 勝信

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（固定・3年）（第178回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で105,111,880,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年4月15日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 利率 年0.87%
- 10 初期利子 令和7年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。
ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）
$$\text{額面金額} \times \frac{0.87}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 11 第2期以後の利子 毎年4月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 12 債還期限 令和10年4月15日
- 13 債還金額 額面金額100円につき100円
- 14 払込期日 令和7年4月15日
- 15 払込場所 日本銀行の本店又は支店
- 16 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年4月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
 - (1) 令和8年4月15日から令和8年10月15日前までの間の場合
$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$$
 - (2) 令和8年10月15日以後の場合
$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$
- 17 中途換金の特例 前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年4月15日前であっても、当該個人向け国

債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(1) 令和7年10月15日から令和8年4月15日前までの間の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$$

(2) 令和7年10月15日前の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}$$

18 元利金支払場所 日本銀行

○財務省告示第百四十九号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、令和七年四月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり定める。

- 1 名称及び記号 個人向け利付国庫債券（固定・5年）（第168回）
- 2 発行の根拠法律及びその条項 特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
- 3 振替法の適用等 社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）。以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
- 4 発行額 額面金額で288,220,080,000円
- 5 最低額面金額 10,000円
- 6 振替単位 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
- 7 発行日 令和7年4月15日
- 8 発行価格 額面金額100円につき100円
- 9 利率 年1.03%
- 10 初期利子 令和7年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。
ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第12号において規定する期日について同じ。）
$$\text{額面金額} \times \frac{1.03}{100} \times \frac{1}{2}$$
- 11 第2期以後の利子 每年4月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子を支払う。
- 12 債還期限 令和12年4月15日
- 13 債還金額 額面金額100円につき100円
- 14 払込期日 令和7年4月15日
- 15 払込場所 日本銀行の本店又は支店
- 16 中途換金の取扱い 中途換金の買取りは、令和8年4月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
 - (1) 令和8年4月15日から令和8年10月15日前までの間の場合
$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$$
 - (2) 令和8年10月15日以後の場合
$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

17 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年4月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和7年10月15日から令和8年4月15日前までの間の場合	$\text{額面金額} + \frac{\text{経過利子に相当する金額}}{100} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$
(2) 令和7年10月15日前の場合	$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}$
18 元利金支払場所	日本銀行
○振替口座振付印十八字	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第64号）第四条第十四項の規定に基づき、令和7年4月15日に発行した個人向け国債の発行条件等を次の通りに記載する。
令和7年5月9日	財務大臣 加藤 謙信
1 名称及び記号	個人向け利付国庫債券（変動・10年）（第180回）
2 発行の根拠法律及びその条項	特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第46条第1項
3 振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4 発行額	額面金額で220,076,860,000円
5 最低額面金額	10,000円
6 振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
7 発行日	令和7年4月15日
8 発行価格	額面金額100円につき100円
9 初期利子の適用利率	年0.92%
10 第2期以後の利子の適用利率	年当たり、各利払期における利子計算期間開始日前に行われた、発行から償還までの期間が9年5か月超の10年利付国債の直近における入札（当該開始日の属する月に行われた入札を除く。）の結果に基づき算出された複利回りに、0.66を乗じた率。ただし、乗じた率が0.05%を下回るときは、その率は0.05%とする。
11 初期利子	令和7年10月15日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第13号において規定する期日について同じ。）。
	$\text{額面金額} \times \frac{0.92}{100} \times \frac{1}{2}$
12 第2期以後の利子	毎年4月15日及び10月15日を支払期とし、各支払期において、その日以前6月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。
	$\text{額面金額} \times \frac{\text{第10号に規定する第2期以後の利子の適用利率}}{100} \times \frac{1}{2}$
13 償還期限	令和17年4月15日
14 償還金額	額面金額100円につき100円
15 払込期日	令和7年4月15日
16 払込場所	日本銀行の本店又は支店
17 中途換金の取扱い	中途換金の買取りは、令和8年4月15日以後において行うこととし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和8年4月15日から令和8年10月15日前までの間の場合	$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{第2期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$
(2) 令和8年10月15日以後の場合	$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100})$
18 中途換金の特例	前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和25年法律第73号）第21条の4第1項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）第3条の規定による改正前の相続税法第21条の4第1項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区若しくは総合区とする。）の区域において、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、令和8年4月15日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
(1) 令和7年10月15日から令和8年4月15日前までの間の場合	$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - (\text{初期利子に相当する金額} \times \frac{79.685}{100} + \text{経過利子に相当する金額})$
(2) 令和7年10月15日前の場合	$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} - \text{経過利子に相当する金額}$
19 元利金支払場所	日本銀行

公 告

報 告

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和6年(フ)第2242号

札幌市豊平区西岡5条13丁目17番22号 グリーンハイツ1号
債務者 影山 大地
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2470号

北海道江別市野幌町8番地の3 P R E C I O U S 31番館201
債務者 嶋山 和也
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第179号

札幌市東区北16条東10丁目3番5号 ライフコートN16-201号
債務者 泉 伊吹
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第236号

札幌市南区川沿2条2丁目5番42号 山田コープ107号
債務者 森 志津子
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第283号

札幌市厚別区厚別東3条3丁目13番18号 コーポフォーレスト203号
債務者 阿部 真紀
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第289号

札幌市白石区北郷2条12丁目2番36号
債務者 渡邊 易子(旧姓中島)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第313号

北海道恵庭市文京町4丁目16番5-106号
債務者 藤本 修
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第314号

北海道恵庭市文京町4丁目16番5-106号
債務者 藤本 香織
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第355号

北海道千歳市東郊1丁目4番6号 パークハイツクナ105号
債務者 林 友幸
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第412号

札幌市中央区南7条西1丁目6番地1 プライムメゾン鴨々川504号
債務者 近藤 健太
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第419号

札幌市西区宮の沢2条1丁目5番15号 コーポ好記201号
債務者 小野 美幸
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第423号

札幌市北区北25条西18丁目1番21-302号
債務者 小澤 孝弘
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第424号

札幌市北区北25条西18丁目1番21-302号
債務者 小澤 美保
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第481号

札幌市北区北38条西2丁目2番10-405号
債務者 平井 賢一
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第492号

札幌市豊平区中の島1条2丁目3番15-401号
債務者 藤本 明子(旧姓土角)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第500号

北海道石狩市花川南2条4丁目118番地 高田マンション102号
債務者 大下 優太郎
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第501号

北海道石狩市花川南2条4丁目118番地 高田マンション102号
債務者 大下 優希(旧姓守實)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第502号

北海道石狩市花川南2条4丁目118番地 高田マンション102号
債務者 大下 優希(旧姓守實)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第510号
札幌市東区北36条東27丁目2番28-602号
債務者 高屋敷真智子(旧姓齊藤)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第530号
札幌市豊平区月寒東5条9丁目4番7-506号
債務者 川村歌央莉
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第546号
札幌市東区北16条東12丁目2番11-3号
債務者 佐藤 千尋(旧姓平山)
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第573号
札幌市豊平区月寒中央通3丁目3番8-403号
債務者 真島 朋弥
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
　　札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ) 第661号
札幌市中央区南5条西9丁目1014番地9 プレサント南5西9-806号
債務者 土田由紀子

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 4 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 17 日まで
 札幌地方裁判所民事第 4 部

令和 7 年 (フ) 第 5 2 号
 釧路市柏木町10番9号 パークハイツC号室
 債務者 山内 純也

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 17 日まで
 釧路地方裁判所民事部

令和 7 年 (フ) 第 5 6 号
 釧路市愛国東 3 丁目10番26号
 債務者 横澤貴美子

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 17 日まで
 釧路地方裁判所民事部

令和 7 年 (フ) 第 5 7 号
 釧路市美原 1 丁目22番4204号
 債務者 高橋 康江

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 17 日まで
 釧路地方裁判所民事部

令和 7 年 (フ) 第 5 8 号
 北海道釧路郡釧路町北都 2 丁目 1 番地17、前
 住所釧路市若草町 6 番 2 号 ハイネス II
 102
 債務者 金子 玲音

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
釧路地方裁判所民事部

令和7年(フ)第89号

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第5地割194番地4 南矢幅ハイツ103号、前住所岩手県北上市北鬼柳33地割24番地2 レオパレスエトワール102
債務者 佐々木美栄子

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後1時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
盛岡地方裁判所第2民事部

令和6年(フ)第2782号

横浜市都筑区佐江戸町656番地1 201
債務者 長谷川綾乃

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第213号

横浜市保土ヶ谷区上菅田町735番地1 カーサS式番館106号
債務者 中村 枝里

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第224号

横浜市緑区北八朔町1209番地1 エトワール緑台102号
債務者 前田美由紀(旧姓飯田)

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第246号

横浜市旭区今宿町2679番地111
債務者 坪田 智美

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第507号

横浜市鶴見区栄町通2丁目16番地4 ストーンリバー203号室
債務者 鈴木 悠矢

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第658号

横浜市旭区上白根町795番地 市営ひかりが丘住宅6街区2棟204号
債務者 神門 哲彦

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第687号

横浜市瀬谷区東野22番地4 キャッスルあずま野201
債務者 川原 達也

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで
横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第688号	横浜市中区松影町3丁目10番地5 第三浜松ビル302号室 債務者 中山 邦宏 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第765号	神奈川県綾瀬市寺尾台3丁目6番1号 アーリントンハイツⅡ 201 債務者 木村 侑子(旧姓三上) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第808号	神奈川県綾瀬市寺尾台2丁目31番29号 MKコーポ102 債務者 中田 勇太 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第834号	横浜市中区伊勢佐木町6丁目143番地8 グランメゾンビル4階 債務者 吉田 豪 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第878号	横浜市神奈川区白幡向町23番34-206号 債務者 宇津 政秋

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部
令和7年(フ)第918号
横浜市神奈川区入江1丁目5番6-2号 ユナイド子安イリューダ105号 債務者 小泉竜之介 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第944号
横浜市保土ヶ谷区仏向西22番2-1003号 債務者 舘 愛(旧姓杉山) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第952号
横浜市泉区下和泉3丁目23番16号 プレステージ泉A102号 債務者 早川 修一 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第151号
相模原市南区下溝1318番地4 ドルフィンスルー1-103 債務者 千葉 大輔 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第327号	京都市中京区壬生東大竹町11番地1 朝日プラザ三条口103 債務者 高見 明枝 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第156号	
相模原市南区西大沼5丁目2番18号 コーポシャルマン101 債務者 笹山もも子(旧姓鶴川) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部	
令和7年(フ)第185号	
相模原市緑区西橋本1丁目9番13号 ダイホープラザ橋本Ⅲ402 債務者 林 幹男 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部	
令和7年(フ)第219号	
京都市中京区西ノ京春日町16番地44 西ノ京スカイハイツC棟129号 債務者 小林 直行 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 横浜地方裁判所相模原支部	
令和7年(フ)第303号	
京都市左京区一乗寺下り松町58番地1 ピューフォート107 債務者 細川 翔平 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
令和7年(フ)第309号	
京都市山科区柳沢池尻町14番地18 公園608号 債務者 三好 康夫 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
令和7年(フ)第345号	
京都市下京区三ノ宮町通正面下る上三之宮町284番地2 高瀬川ストゥーディオ 401 債務者 米川 弘祐 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
令和7年(フ)第359号	
京都市山科区柳沢池尻町14番地18 公園608号 債務者 三好 康夫 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	
令和7年(フ)第377号	
京都市右京区西京極火打畠町2番地2 ラ・エトワール 102号 債務者 栗原紘八郎 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係	

<p>令和7年(フ)第419号 京都府木津川市加茂町里宇留志59番地1 ソレアード泉川C202号室、前住所奈良市青山1丁目1番地7—403号 債務者 早川 耕二 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第428号 京都市伏見区下鳥羽長田町234番地2 リオグランデ 105 債務者 佐藤 文子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第25号 京都府亀岡市荒塚町2丁目9番11号 シエロガーデン303号 債務者 西岡 重美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係</p> <p>令和7年(フ)第26号 京都府南丹市園部町内林町4号64番地4、前住所京都市右京区太秦多敷町14番地247 スカイロード太秦5006号 債務者 稲垣美音子(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所園部支部破産係</p>	<p>令和7年(フ)第9号 京都府福知山市字堀2649番地 ハッピートゥルー202号 債務者 小谷 茉由 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係</p> <p>令和6年(フ)第1016号 堺市南区大庭寺683番地3 債務者 森野 仁之 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第217号 堺市南区桃山台2丁8番7—408号 債務者 中村 一也 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第221号 大阪府富田林市清水町3番13—412号 債務者 吉田 五月 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第230号 堺市東区西野361番地2 北野田マンション 巽A—404号 債務者 村山 広美</p>	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係 <p>令和7年(フ)第242号 堺市北区百舌鳥梅町3丁35番地1 ファントム中百舌鳥302号 債務者 小野ジャンヌ 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 京都地方裁判所福知山支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第247号 堺市中区八田寺町17番地8 債務者 森田 祐輔 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第248号 堺市南区茶山台2丁2番1—203号、前住所 堺市南区片蔵1449番地381 債務者 岡本 宗馬 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係</p> <p>令和7年(フ)第249号 堺市南区茶山台2丁2番1—203号、前住所 堺市南区片蔵1449番地381 債務者 岡本珠莉菜 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後2時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。</p>
---	---	---

<p>令和7年(フ)第23号 高知市高見町235番地1 レオパレスまほろば高見204 債務者 松原 博幸 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第59号 高知市六泉寺町5番地 松本ビル201、旧住所高知市秦南町1丁目1番41号 サンハイツ藤村507号 債務者 石田 明生 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第60号 高知市六泉寺町5番地 松本ビル201、旧住所高知市秦南町1丁目1番41号 サンハイツ藤村507号 債務者 石田 智子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 高知地方裁判所破産係 令和7年(フ)第31号 北海道河西郡芽室町東8条8丁目1番地17 債務者 渡部 耕彌 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係 </p>	<p>令和7年(フ)第46号 北海道帯広市西15条南36丁目1番13号 稲田1-147号 債務者 向井 夏絵 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 釧路地方裁判所帶広支部破産係 令和7年(フ)第25号 岩手県紫波郡紫波町南日詰字箱清水190番地2 債務者 箱崎 茂夫 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第99号 岩手県滝沢市鶴飼孤洞1番地312 コーポこまくさ205号 債務者 河治 航 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 盛岡地方裁判所第2民事部 令和7年(フ)第14号 栃木県大田原市本町1丁目2705番地15 コーポうぐいす谷102号、前住所栃木県大田原市大神647番地4 債務者 中山 淩 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 令和6年(フ)第165号 栃木県足利市東砂原町1077番地3 債務者 岡田 朋子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 宇都宮地方裁判所足利支部 令和6年(フ)第166号 栃木県足利市東砂原町1077番地3 債務者 岡田 里子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 </p>	<p>令和7年(フ)第94号 静岡県三島市梅名97番地の2 債務者 後藤 紗音 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで 静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係 令和7年(フ)第108号 静岡県沼津市下香貫石原1185番地の4 1 リーデ光102 債務者 渡辺郁璃映 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで 高松地方裁判所丸亀支部 令和7年(フ)第403号 東京都八王子市小宮町932番地サンケイコボ小宮C201号 債務者 小林 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第115号 静岡県浜松市中央区小池町2604番地の4 ジョアン107号 債務者 北村 啓 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係 令和7年(フ)第578号 愛知県あま市西今宿郷内一74番地 メルヴェール201号 債務者 東 真理奈 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手續を開始する。 本件破産手續を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手續の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで 名古屋地方裁判所民事第2部 </p>
--	---	---

令和7年(フ)第809号
愛知県東海市横須賀町南狐塚8番地
債務者 酒井 由宜
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第865号
大阪市北区天満3丁目11番6-801号
債務者 福田 美輝
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1137号
大阪市旭区中宮5丁目16番19号 プリモ中宮
605
債務者 宮里 和幸
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1149号
大阪府東大阪市鷹殿町3番23号
債務者 堀ノ内和文
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
　　大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1298号
大阪市港区弁天3丁目20番2号 サンハイツ
市岡 401号
債務者 河野衣里奈

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1315 号

大阪市西成区南津守 4 丁目 1 番 61 号 ハイツ
英 202
債務者 森 千恵

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1332 号

大阪府高槻市津之江町 1 丁目 35 番 17 号
債務者 村田 和江

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1354 号

大阪市西成区鶴見橋 1 丁目 14 番 17 号 ラ
フォーレ花園 3 A
債務者 武田 茂年

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1355 号

大阪市生野区巽南 3 丁目 9 番 26-207 号
債務者 もりたかカイロプラクティック整体こ
と太原盛孝こと 金 盛孝

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1358号

大阪市東成区大今里西3丁目2番66-602号
債務者 糸田川隆正

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1377号

大阪市西成区北津守3丁目9番2-504号
債務者 鮑田 洋子

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1396号

大阪市西区九条南2丁目6番10-902号
債務者 向川 小鈴

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1413号

大阪市旭区太子橋1丁目4番3号 ギャレグ
ラン太子橋 202
債務者 芦田 玲奈

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1434号
大阪市東住吉区公園南矢田1丁目20番9—202号
債務者 植田 敏造

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1463号
大阪市城東区永田3丁目13番13—3013号
債務者 立花 茂

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1496号
大阪市城東区関目6丁目4番12号 203
債務者 岩崎 富子(旧姓井原)

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1500号
大阪府枚方市北中振3丁目43番8—23号
債務者 鎌田 真維

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時

2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和 7 年 (フ) 第 1552 号
 大阪府摂津市別府 1 丁目 2 番 4-201 号、前
 住所大阪府摂津市鳥飼八防 1 丁目 11 番 18 号
 プロッサム 202
 債務者 木塚 鉄二
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 1573 号
 大阪市平野区喜連 2-2-40 特別養護老人
 ホーム喜連、住民票上の住所大阪市平野区喜
 連 2 丁目 4 番 5-407 号
 債務者 田村 良美
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 3 時
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 大阪地方裁判所第 6 民事部

令和 7 年 (フ) 第 455 号
 長崎県西海市大島町 78 番地 8
 債務者 宮原 妙子
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 4 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 477 号
 長崎県佐世保市天神 5 丁目 6 番 20 号 天神ハイツ 202
 債務者 石橋 清隆
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 21 日午後 3 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 488 号
 長崎県佐世保市天神 5 丁目 6 番 20 号 天神ハイツ 202
 傾務者 石橋 順子

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 21 日午後 3 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 6 号
 鹿児島県指宿市東方 365 番地 千寿園ガーデンヒルズ
 傾務者 蓮子 正己
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 21 日午後 3 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 20 日まで
 鹿児島地方裁判所知覧支部破産再生係

令和 7 年 (フ) 第 149 号
 宮城県多賀城市八幡 2 丁目 13 番 23 号 n a t i v e p l a c e II 102
 傾務者 松田 哲平
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 239 号
 宮城県黒川郡大和町吉岡字中町 18 番地 レジデンス吉岡 2 106、従前の住所宮城県岩沼市相の原 1 丁目 6 番 12 号 アレグレス C 102 号
 傾務者 清水 聖生
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 454 号
 宮城県塩竈市尾島町 27 番 6 号 鈴平アパート A-1 号
 傾務者 猪野惠美子

1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 13 号
 宮城県登米市米山町西野字新町 45 番地 4 ベル・エボックアイ 201 号室
 傾務者 八木 梢 (旧姓佐藤)
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所第 4 民事部破産係

令和 7 年 (フ) 第 4 号
 宮城県登米市中田町石森字長根 61 番地
 傾務者 佐藤 貞子
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所登米支部

令和 7 年 (フ) 第 16 号
 宮城県登米市石越町東郷字上新田 370 番地
 傾務者 千葉 勇輝
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所登米支部

令和 7 年 (フ) 第 59 号
 秋田県潟上市天王字棒沼台 289-5 グリーンハイツ天王 B-2、住民票上の住所秋田県能代市二ツ井町飛根字富根 177 番地 1
 傾務者 大高 亮一
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 仙台地方裁判所登米支部

令和 7 年 (フ) 第 51 号
 新潟市東区新石山 1 丁目 12 番地 1 けやき 945 号
 傾務者 小林 冬羽
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 23 日午前 10 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 新潟地方裁判所民事部

令和 7 年 (フ) 第 8 号
 福島県南相馬市原町区本陣前 2 丁目 56 番地の 14 サンシティ本陣コーポラス 101
 傾務者 濱崎 景介
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 4 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 秋田地方裁判所民事第 2 部

令和 7 年 (フ) 第 45 号
 茨城県取手市井野団地 1 番 13-205 号、前住
 所茨城県取手市取手 2 丁目 19 番 12-606 号
 傾務者 栗原 恵子
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 21 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 福島地方裁判所相馬支部

令和 7 年 (フ) 第 75 号
 茨城県古河市関戸 1647 番地 60
 傾務者 村上あすか
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和 7 年 (フ) 第 7 号
 茨城県古河市関戸 1647 番地 60
 傾務者 村上あすか
 1 決定年月日時 令和 7 年 4 月 22 日午後 5 時
 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。
 本件破産手續を廃止する。
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
 4 免責意見申述期間 令和 7 年 6 月 23 日まで
 水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第134号 新潟市北区須戸42番地 債務者 佐藤 桂一 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第49号 兵庫県伊丹市稻野町7丁目64番地7 ヴィラ 賀集201号 債務者 西 善久 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第140号 新潟市北区新崎1丁目8番51号 債務者 池田 和広 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 新潟地方裁判所民事部	令和7年(フ)第5号 岐阜県飛騨市神岡町殿1081番地17 D棟102号 債務者 爪田 美歌 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岐阜地方裁判所高山支部破産係	令和7年(フ)第52号 三重県津市阿漕町津興1081番地2 プレジール結城405、前住所三重県亀山市北鹿島町15番12号102 ワールド北鹿島B棟 債務者 森田 愛華(旧姓高城) 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第178号 兵庫県姫路市広畑区高浜町1丁目32番地2 債務者 寺谷 理香 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第76号 山梨県甲府市湯村3丁目1番20号 債務者 遠藤 恭子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第5号 静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本106番地の6 サニーハウスA-103号 債務者 正木 光二 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 静岡地方裁判所下田支部	令和7年(フ)第17号 三重県伊賀市上野愛宕町1953番地の5 債務者 佐古 暈美 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所破産係	令和7年(フ)第180号 兵庫県姫路市飾磨区三宅1丁目102番地 朝日プラザサウスコア姫路302号、従前の住所 兵庫県姫路市上手野393番地1 おひさまの 家ゆめさき台202号室 債務者 見國 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 神戸地方裁判所姫路支部
令和7年(フ)第8号 岐阜県養老郡養老町押越1283番地、住民票上の住所岐阜県養老郡養老町養老公園1079番地 債務者 吉岡 妙子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和7年(フ)第19号 三重県津市高茶屋6丁目3番28号 オランジーベールB、前住所三重県津市白塚町5302番地 2 ウエストヒルズⅡ1階F号室 債務者 近藤 唯一 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和7年(フ)第18号 三重県伊賀市上野愛宕町1953番地の5 債務者 佐古ふみ江 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 津地方裁判所伊賀支部	令和6年(フ)第271号 奈良県磯城郡三宅町大字石見148番地の7 南マンション 202号 債務者 岡本 修治 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第22号 岐阜県不破郡垂井町宮代536番地の1 アルテール宮代B号 債務者 安藤 梨紗	令和7年(フ)第33号 三重県津市一身田中野305番地6 債務者 小林 育子 1 決定年月日時 令和7年4月23日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	令和7年(フ)第15号 滋賀県長浜市五村102番地26 債務者 小崎好美こと 柳 好美 1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 大津地方裁判所長浜支部破産係	

令和7年(フ)第51号 奈良県香芝市北今市1丁目175番地9 債務者 泉 多津也
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第53号 奈良県香芝市磯壁5丁目12番8—1号 債務者 田中 葵
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第59号 奈良県磯城郡川西町大字結崎800番地の1 ル・ソレイユ結崎210号 債務者 川本瑠依花
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第74号 奈良県御所市700番地、住民票上の住所奈良県大和高田市大字田井22番地7 債務者 澤 友也
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和7年(フ)第68号 和歌山県岩出市溝川87番地の1(208号) 債務者 食のじかんこと 小山恵理香(旧姓宮本)

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第69号 和歌山市内原848番地1 マンション戎塚105、前住所和歌山市内原996番地4 サンハイツ302 債務者 川野 秀子
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産再生係
令和7年(フ)第40号 広島県江田島市能美町中町4747番地(第2黒張住宅2号棟301号) 債務者 藤本 潤
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第24号 沖縄県那覇市泉崎2丁目11番地1 メモリアルビルたいら306 債務者 中山 ゆか
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第21号 沖縄県宜野湾市志真志1丁目6番8—202号 ハウスク高原 債務者 崎原 律子
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第28号 広島県三原市八幡町本庄768番地 債務者 定光 隼人
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第91号 和歌山市美園町5丁目9番地12 グリーンコート美園312号 債務者 中戸 達
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第192号 岡山市北区岡南町1丁目6番24号 A S K パークハイツ第1 303 債務者 尾又 茂雄
1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 和歌山地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第193号 岡山市北区西之町3番地111 コーポJ U N B号 債務者 中尾 早苗
1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第194号 愛媛県松山市上野町774番地 ビレッジハウスマツ山4—201号 債務者 森田 伸也
1 決定年月日時 令和7年4月23日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 盛岡地方裁判所一関支部

令和7年(フ)第15号 岩手県一関市赤萩字月町151番地2 債務者 小野寺正司 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 盛岡地方裁判所一関支部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第17号 岩手県一関市花泉町花泉字袋31番地17 債務者 川島 幸夫 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和7年(フ)第94号 福島県須賀川市森宿字安積田141番地16 債務者 牧野妃香莉(旧姓菊地) 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 盛岡地方裁判所一関支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第460号 東京都多摩市永山3丁目3番地22-203 債務者 長野 由萌 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(フ)第487号 東京都町田市金森1丁目25番3-106号 債務者 細井 千鶴 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所伊丹支部破産係
令和7年(フ)第527号 東京都八王子市長房町588番地長房アパート西26-107 債務者 福井 宏次 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係	1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和7年(フ)第25号 石川県小松市林町み26番地、住民票上の住所 石川県金沢市みずき2丁目77番地 債務者 米田 圭汰 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日時 令和7年4月22日午前10時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第26号 石川県加賀市松が丘3丁目24番地2 パークサイド松が丘202号室 債務者 南雲 美穂 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 金沢地方裁判所小松支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 山形地方裁判所民事部
令和7年(フ)第61号 兵庫県宝塚市光ガ丘1丁目7番29号 債務者 奥田 大地 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで 神戸地方裁判所伊丹支部	1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福島県郡山市開成2丁目31番19号 プレセラ
令和7年(フ)第62号 福島県郡山市開成2丁目31番19号 プレセラ スハイツ海老澤2号館101 債務者 三瓶 久 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 山形地方裁判所民事部	スハイツ海老澤2号館101 債務者 三瓶 久 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 宇都宮地方裁判所大田原支部
令和7年(フ)第73号 福島県郡山市開成2丁目31番19号 プレセラ スハイツ海老澤2号館101、前住所福島県郡山市 桑野1丁目23番28号 ネオハイツ桑野803号 債務者 田邊 えり 1 決定年月日時 令和7年4月23日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	スハイツ海老澤2号館101 債務者 田邊 えり 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 埼玉県朝霞市東弁財1-2-31 ベルポート
令和7年(フ)第588号 埼玉県鴻巣市袋202番地9 債務者 新井 雅 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	9 債務者 新井 雅 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 埼玉県朝霞市東弁財1-2-31 ベルポート
令和7年(フ)第596号 埼玉県朝霞市東弁財1-2-31 ベルポート 朝霞台401、住民票上の住所埼玉県朝霞市朝 志ヶ丘4丁目14番27号 債務者 関口 泰志 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係	朝志ヶ丘4丁目14番27号 債務者 関口 泰志 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年6月25日まで 福島地方裁判所郡山支部破産係

令和7年(フ) 第212号
神戸市東灘区北青木1丁目2番1-702号
債務者 本田裕理子

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第253号
神戸市中央区神仙寺通4丁目2番7号 ウ
インズコート302、従前の住所神戸市中央区
野崎通2丁目2番13-215号
債務者 尾崎 郁美

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第262号
神戸市東灘区田中町4丁目2番14号 サンビ
ルダーホーム501号
債務者 岩崎 大輔

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ) 第281号
神戸市中央区旗塚通3丁目1番18号 ベルメ
ゾン旗塚201
債務者 花谷エリザベスこと HANATAN
　　ELIZABETH BO

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
　　神戸地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第18号
兵庫県淡路市志筑1494番地1 田井団地B-205
債務者 藤本由香利
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後4時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 神戸地方裁判所洲本支部破産再生係
令和7年(フ)第44号
広島県福山市瀬戸町大字地頭分1051番地1
市住4-7
債務者 尾上 誠二
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第46号
広島県福山市新涯町4丁目3番11号 ルネット
サンス栄光B101
債務者 坂井 一彦
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第68号
広島県福山市港町2丁目12番10-804号
債務者 石井 弘江
1 決定年月日時 令和7年4月23日午後2時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで
 広島地方裁判所福山支部再生・破産係
令和7年(フ)第18号
青森県上北郡おいらせ町苗振谷地27番地4
市澤アパートA号室
債務者 田頭 千秋

1 決定年月日時 令和7年4月22日午前11時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年6月30日まで
 青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第186号
広島市安佐北区落合南3丁目2番14-105号
債務者 能智 清司
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第239号
広島市佐伯区五日市駅前2丁目13番25-102号
債務者 木坂 莉菜
1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第281号
広島県廿日市市玖島4103番地
債務者 山田 大貴
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第296号
広島市中区大手町5丁目16番11-203号
債務者 今村 行俊
1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第312号
広島市東区牛田新町3丁目14番18-302号
債務者 津間統一郎

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第321号
広島県廿日市市本町5番21号6
債務者 山本 泰寛

1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで
 広島地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第20号
青森市大字荒川字筒井306番地 ビレッジハウス青森南4号棟201号室
債務者 工藤 尚志

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第78号
青森市幸畑5丁目22番1号 メイユール幸畑103号
債務者 吉村 未樹

1 決定年月日時 令和7年4月23日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。
 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで
 青森地方裁判所民事部破産係

令和7年(フ)第242号 広島市安佐南区緑井4丁目24番4-8号 債務者 宮野 貴貴 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第278号 広島県廿日市市福面2丁目12番9号 債務者 春口 忠 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第298号 広島市東区中山上2丁目13番17-102号 債務者 山本 侑奈 1 決定年月日時 令和7年4月21日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第41号 山口県防府市緑町2丁目1番25号 ベイヒル 国府403号 債務者 櫻井 洋子 1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 山口地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第44号 山口県防府市大字新田1692番地の10、前住所 福岡市早良区西新2丁目22番12-102号 レ ガート モモチ 債務者 合力 輝一

1 決定年月日時 令和7年4月22日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで 破産手続廃止
令和6年(フ)第195号 群馬県高崎市西横手町391番地51 破産者 株式会社BELLINI 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第1610号 埼玉県戸田市本町5丁目9番11号 破産者 株式会社クライス 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2084号 埼玉県川口市戸塚東4-29-2-104、商業登記簿上の本店所在地埼玉県川口市戸塚東4丁目1番5号 破産者 株式会社アトム・コーポレーション 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2133号 埼玉県新座市あたご3丁目8番13号テラスあたご2・1F 破産者 株式会社アールエフワーカス 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2143号 埼玉県越谷市大字大里508番地3ケイシビル1F 破産者 佑都株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和5年(フ)第590号 大阪府阪南市尾崎町2丁目661番地 破産者 株式会社和 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第586号 大阪府岸和田市春木旭町37番7号 破産者 株式会社一樹興業 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和5年(フ)第210号 奈良県橿原市葛本町146番地11、商業登記簿上の本店所在地奈良県橿原市葛本町153番地2 破産者 株式会社ハウジングシカヤ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係
令和6年(フ)第53号 岡山県真庭市蒜山上長田905-3、商業登記簿上の本店所在地岡山県真庭市蒜山富山根521番地110 破産者 遠藤工業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岡山地方裁判所津山支部

令和6年(フ)第1045号 札幌市中央区南1条東1丁目2-1 太平洋興発ビル5階 株式会社パリオン内、商業登記簿上の本店所在地札幌市厚別区青葉町11丁目12番24号 破産者 株式会社MACH 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第974号 仙台市泉区泉中央1丁目34-6 破産者 株式会社ハウスプラザサワサキ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第22号 宮城県登米市迫町佐沼字中江4丁目15番地の3 破産者 有限会社ナガヌマ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所登米支部
令和6年(フ)第28号 最後の住所 宮城県登米市迫町佐沼字内町16番地13 破産者 亡長沼盛雄相続財産 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所登米支部
令和6年(フ)第29号 宮城県登米市豊里町新田町148番地2 破産者 株式会社宝久 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 仙台地方裁判所登米支部

令和6年(フ)第54号 群馬県邑楽郡大泉町西小泉1丁目12番17号 破産者 有限会社日伯センター 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部	令和6年(フ)第57号 岐阜県安八郡神戸町大字丈六道318番地の3 破産者 有限会社田宮製豊 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 岐阜地方裁判所大垣支部破産係	令和6年(フ)第1474号 愛知県春日井市大手町1625番地 破産者 有限会社大手土建 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第141号 群馬県太田市金山町38番42号 破産者 株式会社ボスケット 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 前橋地方裁判所太田支部	令和6年(フ)第539号 静岡市駿河区西脇965番地 破産者 有限会社司製作所 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2718号 愛知県弥富市平島町甲新田62番地1 破産者 株式会社AKEMI PROJECT 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和5年(フ)第919号 堺市西区鳳中町4丁124番地の4 破産者 サンケイ観光株式会社 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1398号 東京都青梅市新町7丁目54番26号 破産者 株式会社K&I 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第633号 静岡市葵区北安東5丁目24番35号 破産者 有限会社M IW A - T R U S T 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第2027号 大阪府箕面市船場東2-5-52-302号、開始決定時大阪府箕面市石丸3丁目26番W-505号 破産者 吉國 航平 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第202号 神戸市兵庫区中之島1丁目1番4号 破産者 有限会社伸晃園 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1399号 東京都青梅市新町7丁目54番地の26 破産者 伊藤 稔 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第816号 名古屋市中村区名駅南2丁目10番22号 破産者 株式会社P N S 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 静岡地方裁判所民事第2部	令和5年(フ)第5410号 大阪府箕面市彩都粟生南1丁目16番29号 破産者 株式会社ケイ・ジェイ・ワークス 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第182号 兵庫県明石市藤江字三ツ池2029番地の1 破産者 有限会社ヒカリ扇 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1536号 東京都日野市百草567番地の14 破産者 半澤 公一 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第817号 名古屋市中村区名駅南2丁目10番22号 破産者 株式会社ホットハートスタッフイング 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和5年(フ)第5410号 大阪府箕面市彩都粟生南1丁目16番29号 破産者 株式会社ケイ・ジェイ・ワークス 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第138号 松江市北堀町318番地 破産者 合同会社S E O観光開発 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 神戸地方裁判所明石支部破産係
令和6年(フ)第128号 (最後の住所) 新潟県長岡市千手3丁目10番11号 破産者 亡今井文浩相続財産 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1299号 名古屋市中区栄5丁目26番39号 破産者 株式会社林積算 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第5923号 大阪府大東市泉町1丁目6番30号 破産者 株式会社スマダ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第138号 松江市北堀町318番地 破産者 合同会社S E O観光開発 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松江地方裁判所民事部
令和5年(フ)第128号 (最後の住所) 新潟県長岡市千手3丁目10番11号 破産者 亡今井文浩相続財産 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和6年(フ)第6036号 大阪市住之江区北加賀屋5丁目6番5-404号 破産者 株式会社増田運送	令和5年(フ)第86号 島根県出雲市高松町570番地 破産者 有限会社まるた水産 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 松江地方裁判所出雲支部	令和5年(フ)第86号 松江地方裁判所出雲支部

- 令和6年(フ)第343号**
岡山市北区今3丁目9番8号
破産者 有限会社友アンド愛
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第3民事部
- 令和6年(フ)第206号**
広島県福山市神辺町大字下竹田896番地45
破産者 有限会社第一企画
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係
- 令和6年(フ)第249号**
函館市昭和2丁目37番15号
破産者 株式会社M S フード企画
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
函館地方裁判所
- 令和6年(フ)第47号**
福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平569番地
破産者 有限会社ティーエス
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福島地方裁判所白河支部破産係
- 令和6年(フ)第253号**
群馬県北群馬郡榛東村大字新井3134番地36
破産者 株式会社うめざわ板金店
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
- 令和6年(フ)第1449号**
東京都東大和市清水5丁目1011番地の14
破産者 茂木 隆幸
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部

- 令和6年(フ)第2088号**
東京都東村山市久米川町1丁目52番地55
破産者 佐藤 芳子
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和6年(フ)第2122号**
東京都多摩市関戸2丁目39番地の5 ダイヤメイト聖蹟806、前住所埼玉県朝霞市西原1丁目2番34-305号
破産者 那須川祐輔
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和6年(フ)第2176号**
東京都国分寺市西恋ヶ窪2丁目20番地17
破産者 米倉 山輝
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第66号**
東京都西東京市芝久保町1丁目1番10-210号
破産者 喜井 彰彦
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和6年(フ)第125号**
東京都府中市片町1丁目6番地の2 アーバイン片町101
破産者 吉永 康一
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第4部
- 令和7年(フ)第141号**
東京都昭島市緑町4丁目9番1-205号
破産者 遠藤 義憲
- 1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

- 令和6年(フ)第119号**
三重県鳥羽市鳥羽5丁目10番21号
破産者 株式会社天野新聞店
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係
- 令和6年(フ)第120号**
三重県鳥羽市鳥羽5丁目10番21号
破産者 天野 英司
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係
- 令和6年(フ)第57号**
滋賀県長浜市高月町馬上1138番地3、前住所滋賀県長浜市内保町2533番地1
破産者 森田 祐規
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所長浜支部破産係
- 令和6年(フ)第148号**
香川県高松市香川町川東上636番地127
破産者 有限会社山本工芸
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係
- 破産手続廃止及び免責許可決定**
- 令和7年(フ)第1号**
青森県三戸郡五戸町字大渡道ノ下モ11番地25
グランツB202
破産者 丸谷 博之
1 決定年月日 令和7年4月18日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部

令和7年(フ)第3号	静岡県菊川市堀之内60番地の2 (フレグランス高田101) 破産者 作田 博崇 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所掛川支部破産係
令和6年(フ)第191号	長崎県佐世保市桑木場町423番地2 破産者 平野 侑紀 (旧姓豊山) 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第216号	長崎県佐世保市指方町2191番地 破産者 長野 修 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第227号	長崎県佐世保市黒髪町54番22号 破産者 二田 昌子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第231号	長崎県佐世保市潮見町16番1号 レオンコート305 破産者 熊崎 理恵 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和7年(フ)第11号	長崎県佐世保市大和町1046番地 破産者 田中 千幸 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長崎地方裁判所佐世保支部破産係
令和6年(フ)第42号	岩手県九戸郡洋野町帶島字弥栄236番地 破産者 古里 勝彦 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和6年(フ)第55号	岩手県久慈市長内町第16地割42番地8、旧住所青森県三沢市大字三沢字堀口29番地4号レグルス南山B号 破産者 川代 洋介 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和6年(フ)第63号	山形県酒田市こあら1丁目1番地の9 サニーハイツC3号 破産者 石黒 博之 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部
令和7年(フ)第4号	山形県酒田市若原町1番49号 リリハウスB号 破産者 佐藤 康平

令和6年(フ)第1776号	東京都足立区六木1丁目15番10号 リマール六木N.o. 1 103、旧住所カナダ ブリティッシュコロンビア州 バーナビー市 エバーグリーンプレイス 3809番地 2905号室 破産者 赤荻 圭 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 山形地方裁判所酒田支部
令和5年(フ)第165号	群馬県高崎市中居町2丁目5番地4 高井ハイツ501号、破産手続開始決定時の住所群馬県高崎市下里見町247番地8 破産者 長塚 貴則 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第196号	愛知県大府市一屋町2丁目219 プレジール一屋201号室、住民票上の住所群馬県高崎市西横手町391番地51 破産者 内田 志保 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第271号	群馬県藤岡市藤岡1401番地2 破産者 富澤 将矢 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第274号	群馬県安中市安中1丁目20番28号 破産者 倭田 綾香 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所高崎支部
令和6年(フ)第2038号	埼玉県朝霞市溝沼2丁目8番45-404号 破産者 酒井 佑輔 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2085号	埼玉県川口市戸塚東4丁目1番5号 破産者 片貝 �刚司 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2087号	埼玉県川口市大字里1567番地の7 破産者 渡辺 隆 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2101号	埼玉県北足立郡伊奈町寿1丁目65番地 スパンコール伊奈A-6 破産者 中村 信之 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2102号	埼玉県北足立郡伊奈町寿1丁目65番地 スパンコール伊奈A-6 破産者 中村まゆみ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2119号	さいたま市南区根岸1丁目17番12号 破産者 川島 広夢 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第2123号	埼玉県川口市三ツ和2丁目15番地の3 メゾン・ディアベルジュ103号 破産者 竹田 優子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2134号	埼玉県新座市西堀2丁目20番3号 エトワール渡辺101号室 破産者 岩城 純 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2144号	さいたま市北区日進町2丁目901番地1 マノワール302 破産者 中村 圭佑 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2145号	埼玉県朝霞市溝沼6丁目17番19号 カトウコーポ201、旧住所埼玉県朝霞市本町3丁目7番77号 メルヘン202号 破産者 糊 利章 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第2148号	埼玉県川口市大字安行領根岸2559番地の24 破産者 山田 貴也 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和6年(フ)第443号	大阪府貝塚市半田570番地3 リバーサイドシティ麻生川II A-102号 破産者 山崎 悅男 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第465号	大阪府貝塚市久保2丁目15番12-208号、前住所大阪府貝塚市三ツ松1464番地1 破産者 信貴縫製こと 信貴 敏正 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第474号	大阪府岸和田市箕土路町3丁目12番7号 破産者 西野 貴子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第484号	大阪府岸和田市田治米町804番地の16 破産者 小林 亮太 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第527号	大阪府岸和田市春木旭町37番7号 破産者 横山 将一 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和6年(フ)第204号 奈良県天理市指柳町229番地3 破産者 杉岡 伸彦 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第56号 岡山県真庭市蒜山富山根518番地11 破産者 遠藤 香文 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	令和6年(フ)第98号 盛岡市東松園4丁目12番11-31号 破産者 大宮 智子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第431号 奈良県生駒市東生駒月見町207番地13 ガーデンハイツ2 F-304 破産者 米田 哲也 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第98号 岡山県美作市土居2390番地 破産者 鍋先 夏美 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	令和6年(フ)第107号 盛岡市西青山2丁目21番47号 彩106号、前住所岩手県滝沢市砂込390番地13 畜産研究所西22号公舎 破産者 谷地館涼平 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第645号 仙台市若林区荒町215番地の5 SKGビル 2F 破産者 鈴木多可志 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和5年(フ)第211号 奈良県橿原市葛本町146番地の7、開始決定時の住所奈良県橿原市葛本町151番地 破産者 木山たづ子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和5年(フ)第700号 札幌市白石区南郷通20丁目南8番1-206号 破産者 納谷 優介 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第278号 岩手県紫波郡矢巾町大字室岡第12地割69番地6、前住所岩手県紫波郡矢巾町大字白沢第6地割175番地5 森が丘住宅22号 破産者 横澤 祐実 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第264号 秋田市外旭川字水口48番地1 カーサ亘A 201号 破産者 佐藤 愛登 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和6年(フ)第54号 岡山県倉敷市児島下の町2丁目1584-15アビアシー児島305、住民票上の住所岡山県真庭市蒜山富山根521番地110 破産者 遠藤 宣佳 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所葛城支部破産係	令和6年(フ)第2230号 札幌市白石区菊水4条3丁目1番4号 天野マンション402号 破産者 市村 光康 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第361号 盛岡市新田町4番25-203号 破産者 加賀 喜寿 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第142号 東京都中野区中央2丁目53番6号 中野中央ハイツ 104、破産手続開始決定時の住所群馬県太田市金山町38番13号 破産者 桑原 典生 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 秋田地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第55号 岡山県真庭市蒜山富山根518番地11 破産者 遠藤 佳久 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所津山支部	令和6年(フ)第2454号 北海道千歳市勇舞8丁目6番35号 スカイピア勇舞II h103号 破産者 関川 了永 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第472号 仙台市宮城野区燕沢東2丁目1番1-709号、従前の住所仙台市青葉区片平1丁目4番15-502号 破産者 野上 忠宏	令和7年(フ)第4号 群馬県太田市新道町114番地43 破産者 平井 瞬 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 前橋地方裁判所太田支部

令和6年(フ)第368号
埼玉県東松山市箭弓町1丁目20番1号 ソーシャルインクルーホーム東松山箭弓町
破産者 伊藤 純一
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　さいたま地方裁判所熊谷支部

令和6年(フ)第2545号
神奈川県茅ヶ崎市本村1丁目2番29号 亜パレス203号室
破産者 星 龍馬
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2950号
横浜市港南区野庭町628番地 野庭住宅3棟204号
破産者 石本 友一
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第3062号
神奈川県鎌倉市台5丁目5番36号 サニーハイツ201
破産者 中村 明広
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第53号
横浜市旭区柏町11番地13
破産者 宮内 啓介
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第56号
横浜市鶴見区上末吉3丁目9番10号 リバーサイドプラザ202号室
破産者 大野 綾(旧姓安井)
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第195号
新潟県長岡市要町2丁目4番14号 ユーソニアンVi11a要町A A-6号室
破産者 友廣 桃菜
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第3号
新潟県柏崎市北半田2丁目4番2-503号
ピューラ米山
破産者 渡邊 大
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和6年(フ)第223号
富山市下新町23番17-102号 サンプロミネンスB棟、旧住所富山市豊田本町4丁目6番18-1号
破産者 祇園こと 石田 正樹
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　富山地方裁判所民事部

令和6年(フ)第540号
静岡市駿河区広野1丁目7番16号
破産者 小薗 幸照

1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第613号
静岡市葵区山崎2丁目23番地の15 メイソンズB202号
破産者 山田 雪乃
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第13号
静岡県焼津市大住5番地の1 グリーンピア202、旧住所静岡県藤枝市小石川町3丁目18番14号 ルラーシュ203
破産者 青島 健
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　静岡地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第2471号
名古屋市瑞穂区津賀田町1丁目22番地の2
三旺マンション第5瑞穂201号
破産者 秋山 圭史
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第818号
名古屋市中区栄1丁目16番34号 フォレティイ栄601号
破産者 大鋸 尚徳
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1501号
名古屋市中川区吉津2丁目307番地 エクセルントハウス201号
破産者 津波古 隆
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1583号
愛知県春日井市乙輪町1丁目1番地 フィレンツェ春日井203号、従前の住所愛知県春日井市六軒屋町西1丁目5番地4
破産者 伊坪 和哉
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2655号
愛知県津島市明天町1丁目33番地 明天住宅36、住民票上の住所愛知県津島市愛宕町8丁目110番地
破産者 平田 昌裕
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2709号
名古屋市中区丸の内3-15-21 セレス丸の内503、住民票上の住所名古屋市中区栄1丁目12番13号 タワー・ザ・ファースト名古屋伏見306号
破産者 平松 卓士
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
　　名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2719号 名古屋市南区菊住1丁目4番21号 Cielo o L i n d o 新瑞橋201号、従前の住所愛知 県弥富市平島町甲新田62番地1 破産者 村上明美こと 崔 明美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第424号 大阪府松原市天美我堂6丁目5番32号 破産者 仲井 由香 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第203号 神戸市須磨区横尾9丁目2番地4号棟306号 破産者 中浴 利明 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2733号 愛知県春日井市町屋町3973番地1 アドバン スオーシャン103 103号 破産者 入澤 武志 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5924号 大阪府枚方市長尾元町6丁目1番30-101号 破産者 角田 浩三 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第827号 神戸市垂水区星陵台2丁目1番1-104号 破産者 KSYストアこと 西山 賢治 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2920号 名古屋市天白区中平2丁目1302番地 アイリ ス中平201号 破産者 兼松 誠司 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第5968号 大阪府八尾市教興寺2丁目9番地の2 ブ ルースカイ102号 破産者 別役 一志 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第1053号 神戸市垂水区千代が丘2丁目5番12-101号 竹林方 破産者 横山 直志 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3181号 大阪市平野区加美東4丁目6番9-502号 破産者 ケイテックこと 川口 主税 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第6037号 大阪市住之江区北加賀屋5丁目6番5-404 号 破産者 アンプラグドこと 増田 太 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第1162号 神戸市長田区片山町1丁目19番6-201号 破産者 デコラこと D e c o r a B r i d a l こと 中野喜久江 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3181号 大阪市平野区加美東4丁目6番9-502号 破産者 ケイテックこと 川口 主税 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第6039号 大阪市西区九条2丁目1番10-1008号 破産者 増田 隆彦 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第919号 堺市南区若松台1丁1番1-1307号 破産者 星野 宏之 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第5631号 大阪市淀川区宮原2丁目1番12-1102号 破産者 谷口 祐太	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(フ)第919号 大阪市西区学園東町4丁目19番地の22 破産者 小川 大二 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所明石支部破産係	

令和6年(フ)第328号
奈良市西大寺芝町2丁目6番5号 YMハイツB-202号、申立時の住所奈良市南紀寺町3丁目320番地の1 マンション田村406号
破産者 uriflowerroadこと 初澤 恵
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係
令和6年(フ)第139号
島根県松江市東津田町2168番地314 土江和徳方、開始決定時の住所松江市浜乃木6丁目8番18号 メゾンタートルC号
破産者 ソシンニル(SEO SINITL)(従前の通称城伸一)
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所民事部
令和6年(フ)第344号
岡山県倉敷市亀山712-3 ケアハウス倉敷215号室、破産手続開始決定時の住所岡山県都窪郡早島町若宮25番地13
破産者 金田 栄三
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第591号
宮崎県都城市早水町30号1番地6 トランブルー早水201号室、破産手続開始決定時の住所岡山市北区白石571-1 グレースココ107
破産者 松山 竜次
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1123号
広島市西区草津東2丁目16番25-401号
破産者 三牧 英智

1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1158号
広島県東広島市西条中央7丁目17番5号 スカイハイツ2号105号
破産者 旭 正則
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第1207号
広島市安芸区矢野西7丁目16番22-101号
破産者 竹重 沙織(旧姓川原)
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第64号
和歌山県和歌山市有家201番地7 有家メゾネット1号室、開始決定時住所北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地
破産者 国分 良博
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和5年(フ)第110号
釧路市鶴野東1丁目10番1号
破産者 飯田 雅之
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第191号
釧路市益浦4丁目19番17号、申立時の住所釧路市益浦4丁目16番22号
破産者 岡本 由佳
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第192号
群馬県伊勢崎市境百々262番地1 シャルマンA204
破産者 高山商事こと 高山 貴大
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第311号
群馬県伊勢崎市境百々262番地1 シャルマンA204
破産者 高山商事こと 高山 貴大
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係
令和6年(フ)第222号
釧路市緑ヶ岡5丁目25番3号
破産者 時田 瑛生
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所民事部
令和6年(フ)第24号
北海道網走市潮見8丁目8番6号
破産者 大西 淳子
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所網走支部破産係
令和6年(フ)第166号
宮城県石巻市水明南2丁目13番32号 リバーランスⅢ102号、前住所仙台市青葉区北根1丁目19番8-305号
破産者 鈴木 英夫
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係
令和6年(フ)第48号
福島県白河市十文字7番地8、前住所福島県西白河郡西郷村大字小田倉字大平569番地
破産者 富樫 民夫
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係
令和6年(フ)第254号
群馬県北群馬郡棟東村大字新井3134番地36
破産者 梅澤 正和
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2013号
横浜市港南区丸山台2丁目3番9号 エクセルヒルズ202、開始決定時の住所横浜市港南区上永谷2丁目10番9号 さが美上永谷ハイツ201
破産者 西山 智久
1 決定年月日 令和7年4月23日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 主文 破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第3民事部

令和6年(フ)第2594号	横浜市金沢区富岡東6丁目30番K-306号 破産者 廣田 修 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2848号	横浜市青葉区あざみ野4丁目11番地26 ブラシードあざみ野 破産者 黒沼 俊之 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第3079号	横浜市神奈川区三ツ沢西町7番19号 コーナーストーン三ツ沢西町、開始決定時の住所横浜市中区寿町4丁目13番地2 扇莊別館1013号室 破産者 池ヶ谷 淳 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第509号	神奈川県中郡大磯町東小磯321番地12 破産者 高山 純一 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第522号	神奈川県小田原市久野677番地 市営久野住宅2号棟40号室 破産者 角田 清一

令和6年(フ)第2594号	1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和4年(フ)第38号	長野県上田市中之条1203番地1 市住C7-301号 破産者 小川 和生 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和6年(フ)第268号	岐阜県山県市東深瀬1265番地2 破産者 林 勝子 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第7号	岐阜県多治見市旭ヶ丘10丁目2番地の322 破産者 深津 朗 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岐阜地方裁判所多治見支部
令和6年(フ)第741号	静岡市葵区沓谷1丁目20番14号 フルーレB103 破産者 砂谷 祐介 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部

令和5年(フ)第472号	静岡県浜松市中央区天王町1502番地の6 ザ・パーシモン202、住民票上の住所静岡県浜松市中央区西ヶ崎町686番地の16 遠鉄ハイツ西ヶ崎G203 破産者 金田 曜仁 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和7年(フ)第13号	静岡県浜松市中央区東若林町1147番地の1 アイレット203 破産者 村松 航希 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第222号	静岡県浜松市中央区湖東町1169番地の197C1-204 破産者 河島 初子 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第374号	静岡県浜松市中央区天龍川町839番地の1 オーキッドA、開始決定時の住所静岡県浜松市中央区天王町781番地 サンシャイン天王I 104 破産者 近藤 寛将 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第442号	静岡県浜松市中央区桜台四丁目2番10号、前住所愛知県豊川市下長山町堺149番地の1 グランドソレイユE 103 破産者 笠原 広和 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所浜松支部破産係
令和6年(フ)第1481号	京都府向日市寺戸町修理式29番地の1 グランブリー桂川サウススクエア 302号室 破産者 酒井 沙織 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 主文 破産者について免責を許可する。 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第55号

京都市西京区大原野東境谷町1丁目1番地
洛西境谷東団地10号棟803号、住民票上の住所京都市下京区下松屋町通松原下る3丁目數之内町617番地

破産者 神先 英人

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第3号

和歌山県田辺市湊6-16 スターヒルズII
303、前住所和歌山県西牟婁郡白浜町富田212番地の13

破産者 10カラットこと 藤井 傑之

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

和歌山地方裁判所田辺支部

令和6年(フ)第183号

広島県福山市山手町3丁目9番16号

破産者 赤木 晋二

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第7号

広島県福山市能島3丁目21番8号、居所広島県福山市南蔵王町2丁目13番35号カーサ・イズミ201号

破産者 沖野 旭洋

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和6年(フ)第238号

香川県高松市牟礼町大町1415番地33、開始決定時の住所香川県高松市下田井町100番地1
破産者 小原久美子

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和6年(フ)第64号

佐賀県唐津市佐志1577番地1
破産者 松本 恵美

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所唐津支部

令和7年(フ)第19号

長崎県長崎市小江原4丁目43番6号

破産者 野里 美紅

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

長崎地方裁判所民事部破産係

令和6年(フ)第486号

宮崎市古城町後藤寺迫6362 コーポ赤煉瓦館
107号室、住民票上の住所宮崎県兒湯郡木城町大字椎木681番地1

破産者 永光美智子

1 決定年月日 令和7年4月23日

2 主文 本件破産手続を廃止する。

3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

4 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結

令和5年(フ)第5123号

東京都港区台場1丁目3番4号 シーリアお台場2208

破産者 株式会社Second Fam

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第5229号

東京都清瀬市中清戸2丁目750番48号
破産者 株式会社RIPS

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第5230号

東京都武蔵野市桜堤1丁目3-20-501、開始決定時の住所東京都武蔵野市桜堤2丁目5-27-420

破産者 太田 紘人

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和5年(フ)第5858号

東京都墨田区江東橋4丁目21-6-314

破産者 橋本 結城

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1505号

東京都小平市小川町1丁目485

破産者 田中 美佳

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第1823号

東京都千代田区四番町8-6-1103

破産者 木村 庄吾

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3169号

東京都渋谷区道玄坂2丁目20番26号 藤和工クシール道玄坂311

破産者 サムライ・インターナショナル株式会社

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第3300号

東京都中野区新井1丁目38-3-1103

破産者 長谷川量平

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6192号

東京都中央区日本橋人形町3丁目1-10-805

破産者 鈴木 良平

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6658号

東京都江東区高橋8-9 藤倉方401

破産者 山邊 泰郎

1 決定年月日 令和7年4月17日

2 主文 本件破産手続を終結する。

3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第6738号	東京都港区海岸1丁目2番3号 破産者 株式会社ピー・アール・オーワー
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7025号	千葉県船橋市前原東3-35-9 破産者 後藤 昌弘
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7026号	千葉県船橋市前原東3丁目35-9 破産者 後藤 桂子
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7372号	東京都墨田区石原3丁目20番9号 破産者 エービット株式会社
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第7822号	東京都新宿区新宿1-36-2 新宿第七葉山ビル3F 破産者 一般社団法人日本就業支援調査機構
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第7924号	東京都新宿区住吉9-1 アイランドコート曙橋1階A号室、商業登記簿上の本店所在地 東京都墨田区八広6丁目1番1-1104号 破産者 株式会社あめとゆき
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8149号	東京都板橋区高島平9丁目14-14-101 破産者 廣崎 政信
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8354号	東京都大田区仲六郷1丁目28-9 破産者 芝岡太一朗
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8455号	東京都足立区大谷田3丁目15-7-302 破産者 宇田川裕一郎
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第8495号	東京都世田谷区上祖師谷3丁目19-22 破産者 橋本 良
1 決定年月日 令和7年4月17日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第1491号	茨城県つくば市春日2丁目22-20-107、開始決定時の住所東京都足立区中川4丁目12-6-203 破産者 長嶋 右京
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第2242号	東京都大田区東蒲田1丁目22-13 破産者 平林恵美子
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3286号	東京都練馬区豊玉北1丁目2-5 フェリスマシェリB棟 201 破産者 宮本 正樹
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3843号	千葉県松戸市串崎南町95-1 サンライトシーマ3-C号 破産者 平川 敬人
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第3927号	東京都世田谷区船橋7丁目14-9-106 破産者 吉井 容子
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部
令和6年(フ)第4187号	東京都荒川区西尾久6丁目10番9号 破産者 東京ダイポリ株式会社
1 決定年月日 令和7年4月18日	
2 主文 本件破産手続を終結する。	
3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	
	東京地方裁判所民事第20部

令和6年(フ)第4212号	東京都練馬区小竹町1丁目39-2-103、開始決定時の住所大阪府大阪市天王寺区上汐3丁目2-19-302 破産者 陣之内将成 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第4328号	東京都大田区東嶺町9-5 破産者 山川みづえ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第5936号	東京都荒川区東日暮里6丁目32番17号 破産者 株式会社ビーケイシー 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第6002号	東京都大田区大森北5丁目10-15 T Sビル 3F 破産者 武田 茂広 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	
令和6年(フ)第6662号	東京都板橋区三園1丁目44-4-402 破産者 須藤 博之

1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8494号	東京都青梅市新町3-57-9-308、住民票上の住所兵庫県神戸市西区桜が丘東町1丁目9-8 破産者 松原 誉典 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第103号	愛知県豊橋市石巻本町字重行4番地15 破産者 株式会社T S U G U M I 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京都中野区若宮1丁目42番1号 破産者 株式会社ウイル 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7923号	東京都渋谷区笹塚1-58-6 マルシンビル 704、商業登記簿上の本店所在地新潟県三条市横町2丁目9番39号 破産者 株式会社ジェイキューブ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第815号	札幌市西区山の手4条10丁目2番23 203号 破産者 エイチオーピー有限会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京都渋谷区笹塚1-58-6 マルシンビル 704、商業登記簿上の本店所在地新潟県三条市横町2丁目9番39号 破産者 株式会社ジェイキューブ 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7936号	札幌市北区太平8条6丁目9番3号 破産者 桃屋食品株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第3133号	大阪府門真市千石東町24番14号 破産者 株式会社ワールド・エム 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京都杉並区南荻窪1-21-17-204、住民票上の住所新潟県三条市横町2丁目9-39 破産者 田齋 政博 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第7937号	札幌地方裁判所民事第4部	令和6年(フ)第370号	大阪地方裁判所第6民事部	
東京都中央区八丁堀4丁目13-14-604 破産者 武藤 健司 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第8423号	仙台市青葉区上杉1丁目10番4号 破産者 株式会社テクノファシリティーズ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和5年(フ)第21号	鳥取県境港市西工業団地66番地 破産者 株式会社フクダコーポレーション 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京都板橋区三園1丁目44-4-402 破産者 須藤 博之	東京地方裁判所民事第20部	令和6年(フ)第480号	仙台市宮城野区鶴巻1丁目4番12号 破産者 エーゼット輸送有限会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和4年(フ)第1673号	鳥取地方裁判所米子支部
		令和6年(フ)第480号	仙台市宮城野区鶴巻1丁目4番12号 破産者 株式会社協和工務店 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。	仙台地方裁判所第4民事部破産係	令和4年(フ)第1673号	横浜市南区清水ヶ丘234番地 破産者 株式会社協和工務店 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。

令和5年(フ)第164号 群馬県高崎市下里見町1931番地3 破産者 ティーズカンパニー株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 前橋地方裁判所高崎支部	令和5年(フ)第281号 大阪府泉佐野市日根野5927番地の2 破産者 アグリセンターカキモト株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和5年(フ)第40号 北海道虻田郡洞爺湖町洞爺湖温泉78番地 破産者 道南観光写真株式会社 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 札幌地方裁判所室蘭支部破産係
令和5年(フ)第1689号 埼玉県川口市本蓮2丁目5番24号 破産者 神沢モールド工業株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第42号 岡山県津市河辺1494番地 破産者 津山解体有限会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 岡山地方裁判所津山支部	令和6年(フ)第4号 岩手県久慈市十八日町2丁目15番地 破産者 有限会社北桜堂新社 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 盛岡地方裁判所第2民事部	令和6年(フ)第127号 新潟県長岡市喜多町458番地1 破産者 株式会社ナガタイ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所長岡支部破産係
令和6年(フ)第282号 埼玉県桶川市大字倉田194番地の54 破産者 愛和建設株式会社 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第14号 新潟県長岡市喜多町458番地1 破産者 佐野 到 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 新潟地方裁判所長岡支部破産係	令和6年(フ)第1108号 大阪府南河内郡河南町大字神山321番地 破産者 株式会社S A K 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 大阪地方裁判所堺支部破産係	令和6年(フ)第264号 東京都西東京市泉町5丁目10番26号 破産者 佐野 到 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第546号 埼玉県久喜市菖蒲町上栢間4072番地 破産者 株式会社トウエン 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第1330号 東京都新宿区西五軒町3-18セントヒルズ神楽坂101、商業登記簿上の本店所在地東京都西東京市柳沢6丁目7番18号 破産者 株式会社ブルーノート 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第40号 奈良県桜井市大字粟殿15番地13 破産者 有限会社カナザワ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1992号 東京都立川市曙町3丁目3番5号 破産者 株式会社カトウ設備企画 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(フ)第1072号 埼玉県所沢市小手指町5丁目16番地の6 ドル チェ小手指101 破産者 株式会社富士テクノサプライ 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係	令和6年(フ)第1331号 東京都西東京市柳沢6丁目7番18号 破産者 大久保賢一 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第1332号 東京都多摩市鶴牧2丁目3番地3 破産者 文京運送株式会社 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第1992号 東京都立川市曙町3丁目3番5号 破産者 株式会社カトウ設備企画 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 東京地方裁判所立川支部民事第4部

令和6年(フ)第127号	静岡市清水区和田島555番地 破産者 清水国産材加工事業協同組合 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 静岡地方裁判所民事第2部
令和5年(フ)第116号	静岡県磐田市大久保10番地3、前住所静岡県磐田市見付1663番地18 破産者 J・M・Design株式会社 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和5年(フ)第73号	静岡地方裁判所浜松支部破産係 三重県志摩市磯部町恵利原126-16、住民票上の住所三重県志摩市阿児町国府4464番地 破産者 寺前 篤 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
令和6年(フ)第43号	津地方裁判所伊勢支部破産係 破産手続終結及び免責許可決定 青森県上北郡おいらせ町二川目4丁目73番地822 破産者 二川目京子 1 決定年月日 令和7年4月18日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所十和田支部

令和6年(フ)第25号	岩手県二戸市福岡字下中町17番地 サンハイツ203、旧住所盛岡市みたけ2丁目19番18号 破産者 藤井 典子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所二戸支部
令和6年(フ)第547号	埼玉県北本市栄7番地 2-9-309、開始決定時の住所埼玉県久喜市菖蒲町上栢間4072番地 破産者 門岡 英之 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第606号	埼玉県桶川市坂田東3丁目10番地の7 レオパレス カーサ ソレイユ103号 破産者 梁治 尚正 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第1525号	埼玉県蕨市中央5丁目18番3号 キャトルセゾン201号 破産者 鎌田 善隆 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第203号	大阪府岸和田市尾生町4丁目8番13号、前住所大阪府岸和田市尾生町5丁目2番42号 破産者 南 悠史 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第248号	大阪府泉大津市東助松町4丁目4番3-406号 破産者 丸山 祐彦 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所岸和田支部破産係
令和6年(フ)第220号	盛岡市盛岡駅前北通6番9-205号 破産者 田中 大祐 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所第2民事部
令和6年(フ)第29号	岩手県釜石市浜町2丁目6番8号 破産者 西村 壮弘 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係
令和6年(フ)第444号	神奈川県座間市緑ヶ丘4丁目18番1号 ホワイトウッドD-107号、開始決定時の住所神奈川県座間市ひばりが丘1丁目45番1号 破産者 根岸 登 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第600号	相模原市南区鶴野森2丁目27番6-103号 破産者 大川 敬 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所相模原支部
令和6年(フ)第634号	静岡市葵区松野419番地 破産者 工島 祐樹 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第388号	名古屋市緑区小坂2丁目2101番地 ロイヤル滝の水202号 破産者 石原 麻里 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第1475号 名古屋市南区鶴田2丁目6番C-203号(鶴田荘)、開始決定時の住所名古屋市守山区新守山1414番地 破産者 小川 浩司 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第388号 大阪府枚方市東中振1丁目4番5号 リラハイツB 0101号室、住民票上の住所大阪府寝屋川市香里北之町13番4号 破産者 種子島晃己(旧姓林) 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第249号 奈良県天理市田町425番地1 グランディールI 102、開始決定時の住所奈良県天理市田井庄町1番地13 おやさと13号館102 破産者 高橋 一朗 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 青森地方裁判所民事部破産係	令和6年(フ)第495号 神奈川県高座郡寒川町一之宮5丁目4番8-211号 破産者 猪原 功一 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第1563号 愛知県北名古屋市中之郷北52番地 Viva c e 中之郷101号、従前の住所名古屋市北区楠3丁目908番地 破産者 川原 吉貴 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第1109号 大阪府富田林市南旭ヶ丘町13番6号 破産者 岡上 純也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 奈良地方裁判所破産係	令和6年(フ)第551号 岡山市北区橋津641番地4 アーバンライフ一宮108、破産手続開始決定時の住所岡山市中区藤崎97番地2 破産者 岡 秀明 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第984号 横浜市泉区白百合1丁目8番2号 破産者 寺尾 徒世 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2045号 愛知県海部郡大治町大字長牧中道167 アン・レープ301号室、住民票上の住所愛知県津島市愛宕町8丁目146番地2 破産者 林 進 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第1110号 大阪府南河内郡河南町大字神山321番地 破産者 岡上 隆一 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第165号 釧路市星が浦大通2丁目1番26号、前住所釧路市山花12線144番地 破産者 セブンズファームこと 小西 学 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部	令和6年(フ)第1168号 横浜市金沢区瀬戸6番11号 Mステージ金沢八景205、開始決定時の住所横浜市金沢区六浦1丁目4番6-2号 破産者 西田 勝 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部		
令和6年(フ)第3776号 大阪府吹田市広芝町9番17-605号 破産者 橋口 貴大 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部	令和6年(フ)第81号 代替住所A(旧住所 大阪府藤井寺市大井5-4-4) 破産者 辻本 直子	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 本件破産手續を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部			

令和6年(フ)第2325号 横浜市泉区新橋町1398番地 破産者 小山 建司 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第531号 神奈川県伊勢原市高森1丁目30番地の10 フローラⅢ101号 破産者 西川 奈歩 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第10号 新潟県佐渡市石田75番地 サン・ハイツ堀Ⅰ 102号 破産者 渡邊 勉 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所佐渡支部破産係
令和6年(フ)第23号 富山県魚津市本江3507番地 3 破産者 川上建設こと 川上 元美 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所魚津支部

令和5年(フ)第117号 愛知県名古屋市熱田区伝馬3丁目6番15号 アルファパル伝馬701号、開始決定時の住所 愛知県名古屋市瑞穂区明前町1番8号(グレース堀田1101号) 破産者 神馬 将径 1 決定年月日 令和7年4月23日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。 4 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第2307号 札幌市西区西町南12丁目1番19号 破産者 萩島美保子 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2357号 札幌市中央区宮の森2条5丁目5番8号 ツインメイプルA棟301号 破産者 鎌田 礼里 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(フ)第2450号 札幌市中央区南1条西21丁目3番5号 ブルミエ21-201号 破産者 菅野 深雪 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第2号 札幌市中央区南7条西8丁目1032番地3 南7西8ビル101棟301号 破産者 吉田 茂 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第26号 札幌市豊平区豊平2条1丁目1番26号 ミリオンコート603号 破産者 堤 さゆり 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第54号 札幌市白石区本郷通2丁目北5番15号 本郷ビル4階右 破産者 草間 由佳 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第59号 札幌市北区北29条西9丁目1番30号 ハイツアトリエ201号 破産者 三浦 若菜 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第92号 札幌市中央区南5条西13丁目2番14-201号 破産者 中西 広美 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第126号 札幌市豊平区平岸3条18丁目2番20号 フォーレストヴィレッジ平岸102号 破産者 鈴木 恵美(旧姓山口) 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第149号 札幌市東区北9条東8丁目2番45号 ハイヴィレッジ1311号 破産者 松本 悠樹 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第176号 札幌市中央区大通西17丁目2番地30 メゾンドセピア302号 破産者 木幡 愛美 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所民事第4部
令和7年(フ)第10号 北海道苦小牧市青葉町1丁目3番2-808号 破産者 三島 一伸 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部
令和7年(フ)第11号 北海道苦小牧市船見町1丁目6番4号 タウンハウス船見C棟105 破産者 花田 茉厘 1 決定年月日 令和7年4月21日 2 主文 破産者について免責を許可する。 札幌地方裁判所苦小牧支部

令和7年(フ)第17号
北海道苫小牧市木場町3丁目13番6号 土井
下宿
破産者 北村 和幸
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第21号
北海道苫小牧市汐見町3丁目15番13号 マリ
ンハウスA202
破産者 田村 健一
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第5号
岩手県久慈市寺里第29地割35番地4
破産者 大畑 忍
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和7年(フ)第5号
秋田県能代市明治町4番6号
破産者 丸山 勇矢
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和7年(フ)第6号
秋田県能代市明治町4番6号
破産者 大木 舞
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

令和6年(フ)第512号
茨城県那珂市平野1800番地827
破産者 中野 蓮
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和6年(フ)第258号
群馬県高崎市剣崎町859番地2
破産者 山中 博志

1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第20号
群馬県高崎市東貝沢町4丁目26番地2 市住
7棟724号
破産者 阿部 智也
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第29号
埼玉県川越市菅原町5番地35 (シャルムセ
ビラ202号室)
破産者 横山 京子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

令和7年(フ)第4号
千葉県茂原市押日1215番地211
破産者 久我 裕子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

令和6年(フ)第6830号
東京都中野区本町4丁目7-17-1F
破産者 小原 英美
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第35号
静岡県焼津市小川3407番地の1 アトリエ
ルB201
破産者 田中 千佳
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第49号
静岡市清水区駒越西1丁目1番40号 エル
ディムシバタ102号
破産者 小川美都江
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(フ)第53号
静岡市駿河区南八幡町22番20-101号
破産者 木内三重子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第25号
三重県熊野市木本町31番地11
破産者 酒井 陽平
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第26号
三重県熊野市紀和町和気660番地1
破産者 堂峯 光孝
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和6年(フ)第114号
福岡県嘉麻市上山田1603番地1
破産者 坂口 未来
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第120号
福岡県嘉麻市飯田336番地110 ツタヤマコ
ーP A号室
破産者 弘瀬 則幸
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

令和6年(フ)第709号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼154番地3
エトワールB 201号
破産者 岩元 涼
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第738号
熊本市南区並建町612番地4
破産者 吉浦 悠哉

1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第746号
熊本市中央区国府3丁目15番20号
破産者 池田はるな
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第750号
熊本県宇土市古保里町816番地 デリスドー
ルII 105、前住所長崎県佐世保市原分町287番
地5 ラポールV201
破産者 野口 幸紀
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和6年(フ)第774号
熊本県上益城郡益城町大字福原1085番地1
破産者 福田あゆみ
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第1部破産再生係

令和7年(フ)第4号
沖縄県宜野湾市大謝名1丁目14番28号
破産者 高江洲松好
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第6号
沖縄県宜野湾市神山1丁目13番36号 多和田
コ一ボ 1-D
破産者 宮國 喬之
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第7号
沖縄県宜野湾市神山1丁目13番36号 多和田
コ一ボ 1-D
破産者 宮國 尚子
1 決定年月日 令和7年4月21日
2 主文 破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和7年(フ)第8号
北海道岩見沢市北1条西3丁目2番9号 グループホーム森
破産者 萬代 光義
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和7年(フ)第6号
北海道苫小牧市啓北町1丁目5番12号 エクセレンス啓北103
破産者 平泉 正弘
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第18号
北海道苫小牧市豊川町2丁目1番16号
破産者 作田美奈子(旧姓宮崎)
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和7年(フ)第16号
北海道北見市東三輪2丁目36番地19
破産者 田所 梨央
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第19号
北海道北見市広郷611番地2
破産者 熊野 瑛介
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

令和7年(フ)第3号
青森県弘前市大字清水森字村元111番地13、
住民票上の住所青森県中津軽郡西目屋村大字
村市字稻葉78番地1
破産者 桑田 佳奈
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所弘前支部

令和7年(フ)第2号
岩手県北上市上野町四丁目21番24号 C H I
DA・H 1-201号
破産者 近藤由美子

1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和7年(フ)第77号
宮城県黒川郡大和町吉岡字下町18番地の1
吉岡コーポ1-E
破産者 満岡ひろみ
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第110号
仙台市泉区泉ヶ丘1丁目10番7号 リバール
泉ヶ丘201
破産者 楠 輝雄
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第128号
仙台市太白区ひより台44番21号 パルルハイ
ム101
破産者 神保 章人
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第145号
仙台市太白区西中田4丁目12番16号 クオリ
テーライフ&ユノメ203、従前の住所仙台市
太白区中田1丁目14番45-401号
破産者 渡邊 侑吾
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第156号
宮城県多賀城市宮内1丁目2番57号 1-65
破産者 愛川 卓
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第7号
宮城県栗原市瀬峰下藤沢164番地1
破産者 千葉 恵美
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第4民事部破産係

令和7年(フ)第7号
宮城県石巻市大街道西3丁目2番78号 サン
ハイツひまわり210号
破産者 高橋 敦子
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和6年(フ)第8号
宮城県石巻市中道2丁目2番16号 田中ハイ
ツ3号
破産者 木城 孝久
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和6年(フ)第73号
秋田県大館市花岡町字根井下192番地1、借
入時の住所さいたま市大宮区三橋2丁目583
番地グランパレス201
破産者 阿部 祐実
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第3号
秋田県大館市花岡町字根井下192番地1、借
入時の住所さいたま市大宮区三橋2丁目583
番地グランパレス201
破産者 阿部 祐実
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和7年(フ)第7号
山形市大字菅沢483番地2、前住所山形市下
条町2丁目3番30-6号 黒沼東ハイツ
101号
破産者 小松 茂
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

令和7年(フ)第3号
山形県鶴岡市大塚町9番3号
破産者 神谷 由香
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和6年(フ)第280号
福島県郡山市田村町徳定字古屋敷1番地の1
郷ハイツ101号、前住所福島県郡山市笛川3
丁目30番地の2 ストーグモリゴ103号
破産者 鈴木 直幸
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和6年(フ)第385号
茨城県常陸太田市薬谷町31番地の7
破産者 山中沙緒里
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和7年(フ)第19号
茨城県石岡市八軒台10番56号 テラス石岡
102
破産者 大塚 幸男
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第17号
茨城県下妻市高道祖1384番地80
破産者 藤倉 早希
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

令和7年(フ)第32号
群馬県伊勢崎市三室町5791番地1 ドミール
クレア201
破産者 木村 光貴
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第43号
群馬県前橋市若宮町3丁目14番11号
破産者 早川 良子
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和7年(フ)第5号
群馬県桐生市広沢町4丁目2125番地の12、前
住所群馬県桐生市広沢町5丁目1777番地の5
破産者 大澤 美穂
1 決定年月日 令和7年4月22日
2 主文 破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所桐生支部

令和7年(フ)第43号 埼玉県富士見市水谷東1丁目20番9号 破産者 管ジエーンこと カン ジーン カルピオ 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第81号 埼玉県入間郡毛呂山町前久保南3丁目19番地 2 破産者 竹井 幸恵 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(フ)第83号 埼玉県所沢市大字久米249番地の20 アイ フォート所沢3-105 破産者 荒川 華映 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 さいたま地方裁判所川越支部 令和6年(フ)第3869号 東京都東久留米市新川町1丁目8-17 破産者 野島 光江 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(フ)第148号 東京都あきる野市山田813番地2 破産者 阿部 太郎 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第807号 東京都東久留米市小山3丁目10番13号ガーデ ンハイツ102号 破産者 谷口美奈子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第869号 東京都八王子市横川町81番地5 破産者 澤田健太郎	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1538号 東京都立川市一番町4丁目28番地の1ハイ ホーム立川式番館602 破産者 中島 治昌 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1637号 山梨県甲府市大里町5291番地セットONE 201 破産者 鈴木 貴光 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第1658号 東京都昭島市玉川町4丁目6番24-202号 破産者 池田 知子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2058号 東京都小平市学園西町1丁目26番29-101号 破産者 吉永 公恵 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2131号 東京都調布市緑ヶ丘1丁目45番地93 破産者 関 航太 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2132号 東京都国立市東4丁目4番地の29国立東郵便 局3階部分301 破産者 菊地由美子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和6年(フ)第2178号 東京都大田区仲六郷1丁目10番10号MAXI V basic 蒲田401、開始決定時の住 所神奈川県川崎市多摩区登戸1831番地1デ ル・スールテラス403 破産者 生井 壮 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2221号 東京都清瀬市下宿1丁目1番地17-107号 破産者 高橋 榮 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2258号 東京都八王子市散田町5丁目11番3号フロー ラル散田306号 破産者 中村 真悟 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第2259号 東京都立川市錦町1丁目15番34号メゾン・ ド・コンテス505号 破産者 坂爪 春日 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第35号 東京都多摩市永山3丁目12番地の1 3- 501 破産者 土田 徹也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第58号 東京都府中市是政1丁目15番地の46サン・ラ ザール東府中101 破産者 田邊 進	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第63号 東京都小平市津田町3丁目11番203号 破産者 船競明日香 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和7年(フ)第101号 東京都多摩市豊ヶ丘1丁目59番地の11タウン ライフ多摩センター1 102 破産者 宮城 拓人 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(フ)第516号 新潟市中央区鳥屋野2丁目17番28号 1F、 申立時の住所新潟市中央区大島26番地3 広 川借家B号 破産者 波多野 淳 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和6年(フ)第522号 新潟市東区はなみずき1丁目6番7号 サン ローズ102号 破産者 市川 啓介 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第42号 新潟市江南区城山4丁目4番5号 破産者 加藤 正己 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第6号 新潟県阿賀野市保田375番地7 破産者 桑原 正則 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所新発田支部
--	--	--	---

令和7年(フ)第2号 金沢市寺町4丁目3番22号 破産者 黒田 康裕 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第12号 石川県河北郡津幡町字潟端489番地14 破産者 中村 光男 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 金沢地方裁判所民事部
令和7年(フ)第7号 長野県上田市住吉610番地13 メゾン21住吉A405号、前住所長野県埴科郡坂城町大字中之条667番地 破産者 平林 孝之 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第11号 長野県千曲市大字屋代1511番地2 ウィルグループホーム、開始決定時の住所長野県千曲市大字若宮1305番地191 県営住宅黒彦団地4-108、前住所長野県伊那市中央5411番地レオパレスpastora 1202号室 破産者 石黒 真い 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第29号 静岡市駿河区鎌田64番地の17 スカイフローラ205、旧住所静岡市駿河区寺田170番地の2フローリストF101号 破産者 武井 邦洋 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所民事部第2部
令和7年(フ)第9号 静岡県富士市中柏原新田141番地 ライフポートイセタニ103号 破産者 サバイバルフィールド零こと 平岡芳明 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部

令和7年(フ)第20号 静岡県富士市岩本581番地の31 市営住宅岩本山団地南棟104号 破産者 塩川 真澄 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第25号 静岡県富士宮市田中町214番地 リヴァーノースHORIKE201 破産者 丸山絵梨香 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第27号 静岡県富士市宮島769番地の1 ルミエールSAITOTO103号 破産者 新川 和枝 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 静岡地方裁判所富士支部
令和7年(フ)第6号 三重県松阪市山室町2275番地1 南勢病院、前住所三重県津市野田21番地783 破産者 岡井 啓司 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 津地方裁判所松阪支部
令和6年(フ)第71号 兵庫県豊岡市出石町谷山858番地 破産者 長谷川深幸 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第2号 兵庫県豊岡市弥栄町1番63号 ルピナスB101号 破産者 赤木加奈子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第7号 兵庫県豊岡市江本124番地の5 破産者 竹部 由子(旧姓和田) 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所豊岡支部破産係
令和7年(フ)第20号 鳥取県鳥取市湖山町北1丁目424番地 破産者 高橋 祐真 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第13号 鳥取県境港市外江町1593番地 破産者 鈴木佑衣菜 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所米子支部
令和7年(フ)第11号 岡山市北区御津新庄2869番地161 破産者 浅田 結衣 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第16号 岡山市中区海吉2128番地9 破産者 宮内 希 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第9号 広島県呉市苗代町179番地の3 破産者 作田 宏 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和7年(フ)第13号 広島県呉市本通6丁目6番7-401号 破産者 寺川 奈央 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所呉支部
令和6年(フ)第177号 山口県下関市一の宮御本町9番16号 オリーブガーデンK 102号 破産者 村本 匠 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第4号 山口県下関市大字綾羅木390番地5、前住所福岡市博多区南八幡町2丁目4番8号 破産者 中村 政博 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第12号 山口県下関市彦島江の浦町2丁目23番12号 破産者 松井 雅彦 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和7年(フ)第15号 山口県下関市熊野西町9番28-307号 オークヒルズ 破産者 坂本美知子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 山口地方裁判所下関支部破産係
令和6年(フ)第346号 徳島県徳島市城南町1丁目8番13号 破産者 金田 貴弘 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 徳島地方裁判所民事部
令和6年(フ)第343号 愛媛県松山市溝辺町甲292番地1 溝辺ガレージハウスB-10号 破産者 星加 達彦 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和7年(フ)第5号 愛媛県東温市南方532番地3 クリスタル・Smith106号 破産者 浜町 芽香 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部

令和7年(フ)第11号 愛媛県松山市山越5丁目14番19号 みよハイツパートⅡ 203号 破産者 佐々木仁宗 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第4号 愛媛県新居浜市吉岡町15番31号 破産者 小松 優吾 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部	令和7年(フ)第49号 宮崎市鶴島3丁目71番地2 モントレ宮崎405号 破産者 富永 保 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部
令和7年(フ)第17号 愛媛県松山市藤原2丁目4番13号 ボレスター松山フォレストシティ502号 破産者 濱咲 達也 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第12号 愛媛県新居浜市萩生2691番地 市営住宅治良丸団地524号 破産者 小野 雄大 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所西条支部	令和7年(フ)第52号 宮崎市宮崎駅東3丁目2番地5 シャロム605号、住民票上の住所宮崎市宮崎駅東3丁目2番地5 白水舎ハイム605号 破産者 吉村 喜子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第1号 沖縄県国頭郡本部町字瀬底2268番地1 コンドミニアム瀬底229 破産者 本東 尚美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 那霸地方裁判所名護支部
令和7年(フ)第20号 愛媛県松山市北斎院町286番地7 北斎院町新東海借家 破産者 坂本真由美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和6年(フ)第710号 (住民票上の住所)熊本県上益城郡嘉島町大字上六嘉876番地3 破産者 坂下 知佳 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係	令和7年(フ)第8号 宮崎県日南市吾田東2丁目7番27号 破産者 阿世知 勉 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所日南支部	小規模個人再生による再生計画認可 令和6年(再イ)第13号 福岡県飯塚市川津220番地1 クオーレ川津Y101号室 再生債務者 佐藤 貴樹 1 主文 本件再生計画を認可する。
令和7年(フ)第23号 愛媛県東温市南野田230番地 破産者 橋本 優衣 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第1号 熊本県玉名市中20番地 コンフォルトB棟202号 破産者 矢野友一朗 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 熊本地方裁判所玉名支部	令和6年(フ)第159号 宮崎県延岡市惣領町17番11-101号 モリコーコ、前住所宮崎県延岡市川島町1310番地23 破産者 小田 梨絵 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部	令和6年(再イ)第450号 大阪市住吉区庭井2丁目21番8号 再生債務者 平間 輝彦 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年(フ)第25号 愛媛県松山市正円寺1丁目7番76号 コーポ石村201号 破産者 山崎 太郎 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部	令和7年(フ)第38号 宮崎市吉村町別府原甲1671番地10 破産者 黒澤 千明 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第13号 宮崎県延岡市浜町554番地2 県営住宅54-2-45 破産者 柳田 心美 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第101号 仙台市青葉区みやぎ台4丁目6番11号 再生債務者 佐藤 勝則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和6年(フ)第35号 愛媛県八幡浜市国木160番地1 県営住宅神山団地211、旧住所愛媛県伊予市下吾川1973番地13 コスモ新川103号 破産者 菊野みち子 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所大洲支部	令和7年(フ)第41号 宮崎市大字本郷北方3890番地1 スウィートスプリングⅢA201号 破産者 川口 朱音(旧姓白方) 1 決定年月日 令和7年4月22日 2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	令和7年(フ)第16号 宮崎県日向市大字日知屋古田町78番地 メゾンスマイル201号 破産者 太田 裕三	令和7年(フ)第450号 仙台市青葉区みやぎ台4丁目6番11号 再生債務者 佐藤 勝則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和6年(再イ)第15号 佐賀県武雄市武雄町大字永島14434番地13 再生債務者 森 穎吉 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月31日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 令和6年(再イ)第208号 東京都小金井市本町5-15-9-502 再生債務者 北里 有識 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 東京地方裁判所民事第20部 令和6年(再イ)第10号 岐阜県下呂市萩原町野上680番地1 再生債務者 辻ゴムこと 辻 正則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 岐阜地方裁判所高山支部再生係 令和6年(再イ)第71号 北九州市八幡西区木屋瀬2丁目23番15号 再生債務者 田中 稔三 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月7日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再イ)第5号 大分県佐伯市大字木立5168番地2 再生債務者 甲斐 博行	1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月8日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 大分地方裁判所佐伯支部 令和6年(再イ)第45号 茨城県つくば市島名3976番地2 (諏訪D5街区4) 再生債務者 石原 大樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月18日 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係 令和6年(再イ)第25号 茨城県古河市長左工門新田110番地1 再生債務者 田邊 拓弥 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月22日 水戸地方裁判所下妻支部 令和6年(再イ)第170号 埼玉県南埼玉郡宮代町宮代2丁目7番15号 再生債務者 藤田美由紀 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月21日 さいたま地方裁判所第3民事部 令和6年(再イ)第32号 熊本市東区御領2丁目18番83号 ピュアフレ グランス101 再生債務者 河上 幸樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月9日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月21日 熊本地方裁判所民事第1部破産再生係
--	--

令和6年(再イ)第54号 神戸市西区王塚台4丁目42-203 再生債務者 堀井 雅之 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月21日 神戸地方裁判所明石支部再生係 令和6年(再イ)第18号 佐賀県伊万里市二里町大里甲2078番地7 フ ルス ミッテB201 再生債務者 天満 一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月10日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月22日 佐賀地方裁判所武雄支部破産再生係 令和6年(再イ)第27号 山形県寒河江市ほなみ3丁目2番地の3 再生債務者 真木 博幸 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月11日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月22日 山形地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第103号 埼玉県所沢市小手指南4丁目26番地の7 再生債務者 落合 晃一 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月22日 さいたま地方裁判所川越支部 令和7年(再イ)第2号 神戸市西区伊川谷町有瀬1611番地の44 再生債務者 稲葉 圭 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をるべき事由はない。 令和7年4月21日 神戸地方裁判所明石支部再生係
--

令和6年(再イ)第4号
山口県萩市大字紫福3207番地4 畑定住住宅
7号
再生債務者 山田フルーツファームこと 山田
克也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月14日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 山口地方裁判所萩支部
令和6年(再イ)第118号
神戸市北区有野台5丁目3番地 B57棟104号(従前の住所) 兵庫県三田市小野1164番地580
再生債務者 鳴尾 邦彦
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日
神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和7年(再イ)第1号
兵庫県尼崎市武庫町1丁目40番8—402号
再生債務者 酒井 克実
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月15日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和6年(再イ)第40号
茨城県東茨城郡茨城町桜の郷630番地7
再生債務者 雨ヶ谷賢悟
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 水戸地方裁判所
令和6年(再イ)第126号
東京都八王子市犬目町220番地セレーノI
202号
再生債務者 遊橋 直樹

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月16日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日 東京地方裁判所立川支部民事第4部
令和6年(再イ)第84号
愛知県安城市高棚町郷105番地15
再生債務者 吉村 高也
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日
名古屋地方裁判所岡崎支部
令和6年(再イ)第18号
滋賀県長浜市神前町11番22号 N o v e S t a g e R e ' m a i s o n 2 302号室
再生債務者 尾花 透
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月17日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 大津地方裁判所長浜支部個人再生係
令和6年(再イ)第204号
北海道千歳市日の出5丁目8番3号
再生債務者 松田美智子
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日
札幌地方裁判所民事第4部
令和6年(再イ)第100号
静岡県牧之原市大江1701番地1 ステップハイツ202
再生債務者 村松 匠佑
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 静岡地方裁判所民事第2部

令和7年(再イ)第4号
愛知県豊田市深田4丁目8番地23
再生債務者 大社 篤史
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和6年(再イ)第121号
岡山市中区関333番地30
再生債務者 池田 丈志
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月21日 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(再イ)第28号
香川県高松市牟礼町牟礼3720番地244 コーポラス伏見102号
再生債務者 松本 真弓
高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日 金沢地方裁判所小松支部
令和7年(再イ)第1号
三重県松阪市春日町1丁目14番地
再生債務者 山本 大
1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年4月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年4月22日 津地方裁判所松阪支部

中日本高速道路株式会社
代表取締役社長 繩田 正

1. 中央道集中工事に伴う料金調整の実施について
 ① 中央道集中工事に伴う料金調整(ア)
 (1) 料金の調整を行う自動車
 第一東海自動車道の東京インターチェンジ(以下、「I C」という。)を流出又は流入する全自動車。
 ただし、中央自動車道富士吉田線の八王子ジャンクション(以下、「J C T」という。)から河口湖 I Cまでの各 I C、中央自動車道西宮線の大月 J C Tから小牧東 I Cまでの各 I C、中央自動車道長野線の岡谷 J C Tから安曇野 I Cまでの各 I C、中部横断自動車道の双葉 J C Tから六郷 I Cまでの各 I C及び首都圏中央連絡自動車道の相模原愛川 I Cから八王子 J C Tまでの区間を流出又は流入する自動車に限る。

(2) 料金調整額等

第一東海自動車道の東京ICと各IC相互間の料金の額は、中央自動車道富士吉田線の高井戸ICと各IC相互間の料金の額と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施期間

令和7年5月12日から令和7年5月31日まで。

(4) 割引相互間の適用関係

1) 深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

(2) 中央道集中工事に伴う料金調整(イ)

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、(4)に掲げる指定IC1から流出し、指定IC2から再流入し、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

令和7年5月12日から令和7年5月31日まで。

(4) 対象IC

指定IC1	指定IC2
中央自動車道富士吉田線の府中スマートICから八王子ICまでの各IC	中央自動車道富士吉田線の調布ICから国立府中ICまでの各IC
中央自動車道富士吉田線の調布ICから国立府中ICまでの各IC	中央自動車道富士吉田線の府中スマートICから八王子ICまでの各IC

(5) 割引相互間の適用関係

1) 新深夜割引との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

2. 小田原厚木道路リニューアル工事に伴う料金調整の実施について

(1) 料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、(4)に定める入口インターチェンジ及び出口インターチェンジ相互間を利用し、一般道への迂回を目的として、(5)に定めるAインターチェンジから流出し、Bインターチェンジから再流入して、順方向に走行するETC車。

(2) 料金調整額等

(1)に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

(3) 実施する期間

令和7年5月10日から令和7年8月8日までの間の休日。

(4) 対象入口・出口インターチェンジ

・上り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ	・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ
・西湘バイパス全線	・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ

・下り線

入口インターチェンジ	出口インターチェンジ
・第一東海自動車道の東京インターチェンジから厚木インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・小田原厚木道路の荻窪インターチェンジ及び小田原西インターチェンジ
・首都圏中央連絡自動車道の海老名インターチェンジから相模原インターチェンジまでの間の各インターチェンジ	・西湘バイパス全線

(5) 対象流出・再流入インターチェンジ

・上り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ	・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ

・下り線

Aインターチェンジ	Bインターチェンジ
・第一東海自動車道の大井松田インターチェンジ	・小田原厚木道路の小田原東インターチェンジ

(6) 割引相互間の適用関係

1) 深夜割引（マイレージ登録）、深夜割引（コーポレート契約）、深夜割引（マイレージ登録）経過措置又は深夜割引（コーポレート契約）経過措置（以下、「新深夜割引」という。）との重複適用関係

本料金調整を実施後の料金の額に対して新深夜割引を適用する。

2) 新深夜割引を除く割引との重複適用関係

各種割引を適用した料金の額に対して本料金調整を実施する。

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

名古屋市中区栄四丁目二一番二四号

株式会社VG

代表清算人 山岸 靖明

解散公告

当社は、令和七年二月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県名古屋市名東区八前二丁目八〇七番地

大栄建設株式会社

代表清算人 大井 直樹

解散公告

当社は、令和七年四月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県一宮市今伊勢町馬寄字東更屋敷六〇番地

有限会社今良

清算人 今枝 好文

解散公告

当社は、令和七年四月二十二日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

名古屋市守山区高島町二二三番地の一

紳合同会社

清算人 清水 嵩之

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

三重原津市安濃町内多二五一六番地

長谷川設備有限会社

代表清算人 長谷川聰子

解散公告

当社は、令和七年三月十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都市伏見区横大路西海道六番地の七

有限会社ヤナセ製作所

清算人 猪俣 洋介

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県一宮市西本町一丁目四番一号

大阪市西区西本町一丁目四番一号

アクロスワールド株式会社

代表清算人 溝口 聰史

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都府舞鶴市宇岡田由里五九一一番地

有限会社曾良商店

清算人 村田 芳信

解散公告

当社は、令和七年四月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

京都市右京区太秦井戸ヶ尻町二二三番地の八

株式会社鈴清

代表清算人 鈴木 幹朗

解散公告

当法人は、令和七年四月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府吹田市芳野町一二番四号

株式会社エノキモータース

代表清算人 内山 洋一

解散公告

当法人は、令和七年三月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

兵庫県相生市那波大浜町九番八号

特定非営利活動法人相生すばーつNet

清算人 岡田 義信

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

神戸市西区櫛谷町菅野三八二番三

有限会社徳山商運

清算人 徳山多佳子

解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大阪府高槻市北昭和台町二二三番二二二号

株式会社アガワ

代表清算人 阿川 國弘

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

広島県庄原市永末町一四〇番地五

株式会社さくらファーム庄原

代表清算人 加藤 政利

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

広島市佐伯区五日市中央七丁目二四番三

三一二一號

有限公司アンビックコーポレーション
清算人 平田 一貴

解散公告

当法人は、令和七年四月十八日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字大毛二三四

番地三五 NPO 法人花見山心の手紙館
清算人 渡辺 浩幸

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

徳島県徳島市北矢三町四丁目六番五〇一一号

合同会社グリーンオアシス
清算人 池本 哲也

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

香川県丸龜市郡家町五〇一番地二

有限公司カーパートナーベル
清算人 村山 一美

解散公告

当連合会は、令和七年三月二十五日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当連合会に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

愛媛県西予市野村町野村二号四七〇番地

愛媛県内水面漁業協同組合連合会
代表清算人 岡村 重治

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

福岡県糸島市前原西四丁目一四番二六号

日高木工有限会社
清算人 日高 正成

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

長崎市古町五四番地

一般社団法人長崎県管工事協会
代表清算人 岩永堅之進

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

熊本県合志市幾久富一八六六番地一〇〇五号

光洋建機有限会社
清算人 立山 司郎

解散公告

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

熊本市西区春日四丁目二一三三

有限公司ザ・バイクド・ボテト
清算人 杉町ひろみ

解散公告

当社は、令和七年四月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

大分県宇佐市大字下高家二〇一九番地

東九州電子工業株式会社
代表清算人 京田 高裕

解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

宮崎市市清水一丁目二番六号ミリオン清水三

○一号 株式会社やあぐな
清算人 河野 有子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

沖縄県那覇市曙三丁目一一番一號マンショ

ンセンチュリーシティ一F
株式会社アクリア釣具
代表清算人 浦崎 直士

解散公告 (第一回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

宮城県栗原郡高清水町字来光沢二〇番地
伊藤ハム米久プラント労働組合
清算人 武藤 洋平

解散公告 (第一回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

静岡県沼津市岡宮寺林二二五九番地
米久労働組合
清算人 宮本 康平

解散公告 (第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

高知市堺町二番二六号
清算人 廣瀬 久三

解散公告 (第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算か

ら除斥します。

令和七年五月九日

東京都港区西新橋一丁目1番1号
WeWork日比谷Fort Tower
エンタープライズD B株式会社

代表取締役 ロバート・フェルドマン
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目 金額(千円)

資産部 流動資産 137,366

固定資産 89

合計 137,456

負債部 流動負債 97,830

固定負債 10,919

合計 86,910

純資産 39,625

合計 10

その他利益 39,615

合計 39,615

(うち当期純利益) (6,236)

合計 137,456

解散公告(第一回)

当組合は、令和五年十月二十二日開催の大会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

鹿児島県曾於郡有明町野井倉六九六番地
サンキヨーミート労働組合

清算人 八重尾伸治

解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

沖縄県うるま市字喜屋武一六九番地五
医療法人平愛会

清算人 友利 昭夫

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年十二月五日開催の社員総会の決議並びに福岡県知事の認可により、令和七年三月三十一日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

福岡県宗像市日の里八丁目三番地二
医療法人恵和中央クリニック

清算人 塩谷 邦彦

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月四日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号
医療法人社団メモリアル整形外科

清算人 竹ヶ原信之

解散公告(第二回)

当法人は、令和六年八月三十日開催の社員総会の決議並びに東京都知事の認可により、令和七年二月二十五日をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

東京都町田市能ヶ谷一丁目七番二号ダイヤ
モンドビル二階 医療法人社団宏建会

清算人 小林 宏基

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月七日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

神奈川県小田原市久野四八七一番地六〇
農事組合法人和留沢緑化組合

清算人 廣川 登

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年四月十日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

富山県高岡市戸出伊勢領第一二〇番地
農事組合法人伊勢領第一営農組合

清算人 西尾 勝二

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年一月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

福岡県宮若市金生五八二番地
下金生産森林組合

清算人 藤島 信介

解散公告(第三回)

当法人は、令和六年八月三十一日開催の社員総会の決議並びに北海道知事の認可により、令和七年三月四日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月九日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号
学校法人小倉育英会

清算人 小倉 宏之

解散公告(第三回)

坂出市坂出土地改良区は令和七年三月二十六日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月七日)の翌日から令和七年八月八日までに清算人に申し出られたく、土地改良法(昭和二十四年法律第一九五号)第六九条の二の規定により公告します。なお、当該期間内に申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月九日

香川県坂出市谷町二丁目七番五六号
清算法人坂出市坂出土地改良区
代表清算人 中河 哲郎

解散公告(第三回)

当法人は、令和五年十一月二十四日開催の理事会及び評議員会の議決により令和七年三月三十一日福岡県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載(令和七年五月一日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

福岡市東区青葉六丁目四〇番七号
学校法人原学園

清算人 原 寛

解散公告(第三回)

当組合は、令和七年一月二十八日福岡県知事の認可を受けて解散しましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

福岡県宮若市金生五八二番地
下金生産森林組合

清算人 藤島 信介

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年一月十三日開催の理事会及び評議員会の決議により令和七年三月二十八日兵庫県知事の認可を受けて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

神戸市灘区岩屋北町三丁目二番一四号
学校法人小倉育英会

清算人 小倉 宏之

解散公告(第三回)

佐賀県伊万里市立花町広田一五一三番地の一八
職業訓練法人 伊万里共同高等職業訓練運営会 清算人 池田 初美

当法人は、令和六年十一月十八日開催の社員総会の決議並びに大分県知事の認可により令和七年四月二日をもつて解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年五月二日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

大分県別府市北浜三丁目三番一二号
医療法人児玉内科医院 清算人 児玉 智行

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

鹿児島市呉服町五番一二号
医療法人長嶺整形外科医院 清算人 長嶺 隆徳

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

鹿児島市呉服町五番一二号
医療法人長嶺整形外科医院 清算人 長嶺 隆徳

解散公告(第三回)

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載(令和七年四月二十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月九日

福岡県宮若市金生五八二番地
下金生産森林組合

清算人 藤島 信介

解散公告(第三回)

当法人は、令和七年二月二十八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は本公告第一回掲載(令和七年三月十八日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月九日

北海道苫小牧市花園町四丁目二番五号
学校法人小倉育英会

清算人 小倉 宏之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道登別市美園町四丁目一一番地一

三、最後の住所北海道室蘭市高砂町一丁目一

二番九号
被相続人亡 吉田俊一右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

北海道室蘭市東町二丁目二七番四号 七ミ

ナービル三階弁護士法人北海道みらい法律

事務所

相続財産清算人 弁護士 増川 拓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県栗原市志波姫南郷蒜ヶ崎六一番

地、最後の住所宮城県大崎市古川下中目字町

浦一三番地二
被相続人亡 菅原芳雄一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

相続財産清算人 弁護士 東田 正平

令和七年五月九日

宮城県栗原市築館薬師四丁目一番一号東風
法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍宮城県加美郡色麻町四電字大原一〇〇番

地、最後の住所仙台市若林区上飯田二丁目二
八番二六号
被相続人亡 佐々木順一右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県水戸市千波町七二七一石川ビル四

○二 水戸さくら法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 吉村一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県つくば市島名一七四三番地二、最

相続債権者受遺者への請求申出の催告

後の住所本籍に同じ

被相続人亡 長塚淳一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

仙台市青葉区大町一丁目二番一号 ライオ
ンビル五階 広瀬川総合法律事務所右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。チケアセント一東中央
被相続人亡 長沢芳明本籍福島県福島市黒岩字田部屋八番地、最後
の住所福島県福島市東中央一丁目一一番地二
日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県つくば市稲荷前八番地の一布川ビル
アトラスカーロ浦和高砂三〇二号室いちか
わ法律事務所右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県鹿沼市西茂呂四丁目二二番地九、
最後の住所本籍に同じ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相続人亡 坪田康

令和七年五月九日

福島県福島市花園町一番三〇号一階

相続財産清算人 弁護士 佐々木廣充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県久慈郡大子町大字大子七九五番
地、最後の住所茨城県久慈郡大子町大字頃藤四一四四番地
被相続人亡 斎藤一惠右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

栃木県宇都宮市小幡一丁目一一番二号 才

ノセビル五階 弁護士法人小野真一法律事
務所

相続財産清算人 弁護士 小野真一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市清住三丁目六番、最後の
住所栃木県宇都宮市清住三丁目六番一〇号

被相続人亡 田野井充男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市清住三丁目六番一〇号

被相続人亡 田中一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 吉村一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県水戸市千波町七二七一石川ビル四

○二 水戸さくら法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 吉村一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県水戸市千波町七二七一石川ビル四

○二 水戸さくら法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 吉村一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県水戸市千波町七二七一石川ビル四

○二 水戸さくら法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 吉村一美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

茨城県水戸市千波町七二七一石川ビル四

○二 水戸さくら法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県那珂郡東海村大字白方三五〇番

地、最後の住所本籍に同じ

被相続人亡 坪田康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

被相続人亡 三森清照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市下連雀二丁目一四番、最後
の住所東京都小平市鈴木町二丁目八六八番地
S.シャトーレ小平二〇七号

相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相続人亡 三森清照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都三鷹市下連雀二丁目一四番、最後
の住所東京都小平市鈴木町二丁目八六八番地
武藏国分寺法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相続人亡 全東周

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柏町四丁目六一一番地二、最
後の住所東京都八王子市明神町一丁目九番三
七一四〇四号
被相続人亡 坂本武

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都立川市柏町四丁目六一一番地二、最
後の住所東京都八王子市明神町一丁目九番三
七一四〇四号
被相続人亡 坂本武右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤

ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相続人亡 三森清照

右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。

令和七年五月九日

東京都豊島区南池袋二丁目三三番六号佐藤

ビルディング六階東京はやぶさ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 杉岡 麻子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

被相続人亡 三森清照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

相続債権者受遺者への請求申出の催告

右被相続人の相続人のあることが不明なので、本籍東京都杉並区成田東五丁目一〇四番地、最後の住所東京都北二丁目二三番四号コートドールK一〇二

被相続人 亡 龍田喜久代

被相続人 亡 龍田喜久代

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

東京都国分寺市南町二丁目一二番一五号

伸和ビル二階 弁護士法人東京開智法律事務所 国分寺事務所

相続財産清算人 弁護士 豊田 憲生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍青森県西津軽郡深浦町大字深浦字浜町一八七番地一、最後の住所東京都豊島区駒込一丁目三一番三一三〇三号

被相続人 亡 阿部裕美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和七年七月十八日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

東京都千代田区麹町五丁目三番地麹町秋山ビルディング九階 篠崎綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 篠崎 正巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市大豆田九四九番地、最後の住所神奈川県横浜市泉区新橋町三番地横浜市新橋ホーム

被相続人 亡 小林 俊彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

神奈川県横浜市中区常盤町一丁目二番一号

関内電子ビル三階 A-1

相続財産清算人 弁護士 飯田 学史

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市麻生区上麻生二丁目一八八九番地三、最後の住所川崎市麻生区上麻生二丁目三番四号

被相続人 亡 成宮 朝子

被相続人 亡 成宮 朝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

神奈川県川崎市高津区溝口一丁目八番一一号

エストレーダIII四〇三号床呂法律事務所

相続財産清算人 弁護士 床呂 正彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県南都留郡鳴沢村一〇四五三番地四四、最後の住所本籍と同じ

被相続人 亡 坂田 健児

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

山梨県甲府市中央一丁目一八号柳町法律事務所

相続財産清算人 弁護士 渡辺 和廣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市高田寺四〇九番地、最

番地ウエルホームからん二〇六

被相続人 亡 杉浦 裕子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

京都府中京区南替町通丸太町下ル 船越メデイカルビル二階 知命法律事務所

相続財産清算人 弁護士 中田 良成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市川之江町一四六三番地、最後の住所京都市左京区吉田神楽岡町一〇三番地きらく荘一〇二号室

被相続人 亡 星川清加壽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県津島市唐臼町前南一〇六番地、最後の住所愛知県津島市杣前町四丁目二八番地一有料老人ホームドルトワールひだまり

被相続人 亡 宇佐美喜民

被相続人 亡 宇佐美喜民

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

名古屋市東区東外堀町六三番地 高野ビル四階A号室 野下法律事務所

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

愛知県岡崎市童美北一丁目三番地三三

弁護士法人倉内総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山田 照平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区竹田桶ノ井町八二番地、最

後の住所京都市伏見区深草鞍ヶ谷四一一番地の

被相続人 亡 大川 孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

京都府中京区南替町通丸太町下ル 船越メ

相続財産清算人 弁護士 中田 良成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市川之江町一四六三番地、最後の住所京都市左京区吉田神楽岡町一〇三番地きらく荘一〇二号室

被相続人 亡 星川清加壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

京都市中京区柳馬場通二条上る六丁目二七〇一三 かねだ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 金 用大

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

大阪市中央区道修町一一六一七JMFビル北浜〇一 二階

相続財産清算人 弁護士 髙野 淳平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市伏見区竹田桶ノ井町八二番地、最

後の住所京都市伏見区深草鞍ヶ谷四一一番地の

被相続人 亡 大川 孝司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

京都府中京区南替町通丸太町下ル 船越メ

相続財産清算人 弁護士 中田 良成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県四国中央市川之江町一四六三番地、最後の住所京都市左京区吉田神楽岡町一〇三番地きらく荘一〇二号室

被相続人 亡 星川清加壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 星川清加壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 星川清加壽

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和七年五月九日

六番一五—四〇二号

被相続人 亡 田渕 雄

相続財産清算人 弁護士 野下翔太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一、最後の住所愛知県岡崎市矢作町字末広一〇番地一 レインボーエンボ四〇三

被相続人 亡 福尾 清之

第2期決算公告		令和7年5月9日
東京都千代田区飯田橋3-13-1 大和ハウスマネジメント大阪城 株式会社		
代表取締役 藤澤 茂夫		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(円)	
資の 産 部		
流動資産	500,968,151	75,560
固定資産	207,789,153	1,302,959
資産合計	708,757,304	1,378,519
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	568,532,237	408,163
固定負債	595,000,000	503,298
負債合計	1,163,532,237	467,058
株主資本	△ 454,774,933	70,000
資本剰余金	100,000,000	50,000
利益剰余金	△ 554,774,933	50,000
その他利益剰余金	△ 554,774,933	347,058
(うち当期純損失)	(514,185,294)	347,058
純資産合計	△ 454,774,933	(33,374)
負債・純資産合計	708,757,304	1,378,519

第10期決算公告		令和7年5月9日
東京都江東区北砂六丁目19番13号 株式会社なごみエンタープライズ		
代表取締役 北川 竜生		
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	75,560	75,560
固定資産	1,302,959	1,302,959
資産合計	1,378,519	1,378,519
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	408,163	408,163
固定負債	503,298	503,298
負債合計	908,461	908,461
株主資本	△ 467,058	△ 467,058
資本剰余金	70,000	70,000
資本準備金	50,000	50,000
利益剰余金	50,000	50,000
その他利益剰余金	347,058	347,058
(うち当期純利益)	(33,374)	(33,374)
負債・純資産合計	1,378,519	1,378,519

第15期決算公告		令和7年5月9日
千葉県松戸市西馬橋元町183番地 シティプラザII 1F		
アルフィールズ株式会社		
代表取締役 野田 亮		
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	439,205	439,205
固定資産	2,057,806	2,057,806
資産合計	2,497,011	2,497,011
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	103,600	103,600
固定負債	2,136,696	2,136,696
負債合計	2,240,296	2,240,296
株主資本	△ 256,714	△ 256,714
資本剰余金	3,000	3,000
資本準備金	253,714	253,714
利益剰余金	253,714	253,714
その他利益剰余金	(24,871)	(24,871)
純資産合計	256,714	256,714
負債・純資産合計	2,497,011	2,497,011

第16期決算公告		令和7年5月9日
東京都中央区銀座二丁目14番4号銀座スクエア6階		
デューカスコピー・ジャパン株式会社		
代表取締役 守 義明		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	1,539,417	21,784,037
固定資産	4,735	3,050,275
資産合計	1,544,152	24,834,312
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	1,374,989	2,950,491
株主資本	169,163	—
資本剰余金	100,000	21,883,821
資本利益剰余金	23,062	3,000,000
その他資本剰余金	23,062	18,883,821
利益剰余金	46,101	18,883,821
その他利益剰余金	46,101	18,883,821
(うち当期純損失)	(4,039)	(2,329,681)
合計	1,544,152	24,834,312

第7期決算公告		令和7年5月9日
東京都渋谷区笹塚一丁目59番6号 メティス笹塚4F		
Excelfore Japan株式会社		
代表取締役 サルンガ・ノーマン・パミニチュアン		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(円)	
資の 産 部		
流動資産	21,784,037	21,784,037
固定資産	3,050,275	3,050,275
資産合計	24,834,312	24,834,312
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	2,950,491	2,950,491
株主資本	—	—
資本剰余金	21,883,821	21,883,821
資本利益剰余金	3,000,000	3,000,000
その他資本剰余金	18,883,821	18,883,821
利益剰余金	18,883,821	18,883,821
その他利益剰余金	(2,329,681)	(2,329,681)
合計	24,834,312	24,834,312

2024年度決算公告		2025年5月9日
東京都港区赤坂五丁目3番1号 赤坂BIZタワー30階		
マージェント・ジャパン株式会社		
代表取締役 中島 隆司		
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	147,159	147,159
固定資産	56	56
資産合計	147,215	147,215
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	190,746	190,746
固定負債	△ 43,531	△ 43,531
負債合計	147,215	147,215
株主資本	20,000	20,000
資本剰余金	△ 63,531	△ 63,531
資本利益剰余金	△ 63,531	△ 63,531
その他利益剰余金	(12,870)	(12,870)
合計	147,215	147,215

第44期決算公告		令和7年5月9日
愛知県半田市青山二丁目20番地の7 株式会社セントラルグループ本社		
代表取締役 杉江 伸		
貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	473,534	130
固定資産	212,866	870
資産合計	686,400	1,001
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	33,714	271
固定負債	31,200	21
負債合計	62,914	250
株主資本	621,486	786
資本剰余金	3,000	△ 56
資本利益剰余金	618,486	20
その他資本剰余金	618,486	△ 76
利益剰余金	(134,757)	△ 76
その他利益剰余金	(134,757)	(3)
合計	686,400	1,001

第32期決算公告		令和7年5月9日
静岡県御殿場市神山1918番地 株式会社リゾートマネジメント		
代表取締役 横山 久一		
貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)		
科 目	金額(百万円)	
資の 産 部		
流動資産	130	130
固定資産	870	870
資産合計	1,001	1,001
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	271	271
固定負債	21	21
負債合計	292	292
株主資本	786	786
資本剰余金	△ 56	△ 56
資本利益剰余金	20	20
その他資本剰余金	△ 76	△ 76
利益剰余金	△ 76	△ 76
その他利益剰余金	(3)	(3)
合計	1,001	1,001

第10期決算公告		令和7年3月31日
横浜市神奈川区新浦島町一丁目1番32号 株式会社日晃堂		
代表取締役 平松 啓央		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)		
科 目	金額(千円)	
資の 産 部		
流動資産	424,419	424,419
固定資産	57,595	57,595
資産合計	482,014	482,014
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	87,995	87,995
固定負債	3,627	3,627
負債合計	91,622	91,622
株主資本	390,391	390,391
資本剰余金	1,000	1,000
資本利益剰余金	389,391	389,391
その他資本剰余金	250	250
利益剰余金	389,141	389,141
その他利益剰余金	(173,119)	(173,119)
合計	482,014	482,014

第8期決算公告		令和7年3月31日
大阪市中央区安土町三丁目5番13号 株式会社レクストカスタマーサービス		
代表取締役 富田 考宏		
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)		
科 目	金額	
資の 産 部		
流動資産	160,437	348,778
固定資産	10,512	12,086
資産合計	170,950	360,864
負純 資 産 及 の び 部		
流動負債	153,728	363,018
固定負債	2,051	△ 2,153
負債合計	155,780	3,153
株主資本	15,170	1,000
資本剰余金	1,000	1,000
資本利益剰余金	14,170	△ 3,153
その他資本剰余金	14,170	(18,725)
利益剰余金	(19,767)	170,950
その他利益剰余金	(19,767)	170,950
合計	170,950	170,950

第11期決算公告		令和7年3月31日
大阪市中央区安土町三丁目5番13号 株式会社IZA		

<tbl_r cells="3" ix="5" maxcspan="1" max

第1期決算公告

令和7年3月31日
東京都千代田区丸の内三丁目2番2号
丸の内二重橋ビル3階
ユーラゼオグローバル
インベスター・ジャパン株式会社
代表取締役 ガブリエル・クンデ
貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 69,380
	資産合計 69,380
負純 資産 及の び部	流动負債 64,314
	(うち賞与引当金) (27,549)
資本	株主資本 5,066
利益	利益剰余金 1,000
	4,066
その他利益剰余金	4,066
(うち当期純利益)	(4,066)
負債・純資産合計	69,380

第9期決算公告 令和7年5月9日

東京都渋谷区渋谷二丁目15番1号
渋谷クロスタワー2F
グローバルペイスマイリノ株式会社
代表取締役 茂木敬一郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)

科 目	金 額(百万円)
資の 産部	流动資産 296
	固定資産 3
	資産合計 299
負純 資産 及の び部	流动負債 145
	退職給付引当金 5
資本	株主資本 149
利益	資本剰余金 10
	139
その他利益剰余金	139
(うち当期純利益)	(28)
負債・純資産合計	299

第23期決算公告 令和7年5月9日

東京都港区三田一丁目4番28号
株式会社アスコットジャパン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 1,812,441
	固定資産 48,879
	資産合計 1,861,320
負純 資産 及の び部	流动負債 1,720,589
	賞与引当金 166,270
資本	固定負債 2,466
利益	退職給付引当金 2,466
	株主資本 138,264
その他利益剰余金	25,000
(うち当期純利益)	25,000
資本準備金	25,000
利益剰余金	88,264
その他利益剰余金	88,264
(うち当期純利益)	(117,079)
負債・純資産合計	1,861,320

第4期決算公告 2025年5月9日

東京都渋谷区桜丘町17番12号
Suishow株式会社
代表取締役社長 宮島 裕二

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 7,534
	固定資産 707
	資産合計 8,241
負純 資産 及の び部	流动負債 36,052
	固定負債 62,506
資本	株主資本 △90,316
利益	資本剰余金 17,534
	17,524
その他利益剰余金	17,524
(うち当期純損失)	△125,375
	△125,375
負債・純資産合計	(30,146)
	8,241

第11期決算公告 令和7年3月19日

東京都品川区東品川二丁目3番12号
コンチネンタルタイヤ・ジャパン株式会社
代表取締役 リ・シン

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 3,520,899
	固定資産 156,280
	資産合計 3,677,180
負純 資産 及の び部	流动負債 2,603,948
	賞与引当金 65,781
資本	売上債権引当金 397,631
利益	の他 2,140,536
	16,594
その他利益剰余金	1,056,637
(うち当期純利益)	301,000
負債・純資産合計	755,637
	755,637
	(109,820)
	3,677,180

第4期決算公告

令和7年5月9日
東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
FFGP株式会社

代表取締役 中山 淳

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 522,719
	合計 522,719
負純 資産 及の び部	流动負債 70,614
	資本 452,105
資本	利益剰余金 1,000,000
利益	△547,895
その他利益剰余金	△547,895
(うち当期純損失)	(98,364)
負債・純資産合計	522,719

第9期決算公告 令和7年5月9日

東京都港区浜松町二丁目4番1号
世界貿易センタービルディング南館17階
Rapid 7 Japan株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 174,853
	固定資産 8,433
	資産合計 183,286
負純 資産 及の び部	流动負債 63,666
	有給休暇引当金 7,683
資本	その他の負債 55,982
利益	固定負債 23,948
	株主資本 95,670
その他利益剰余金	1,000
(うち当期純損失)	94,670
	94,670
負債・純資産合計	(8,282)
	183,286

第2期決算公告 令和7年2月17日

東京都港区芝五丁目29番11号
G-BASE田町13階

株式会社ビズヒント

代表取締役 関 哲

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 712,022
	固定資産 22,302
	資産合計 734,324
負純 資産 及の び部	流动負債 237,163
	賞与引当金 12,803
資本	株主資本 497,161
利益	資本剰余金 10,000
	10,000
その他利益剰余金	477,161
(うち当期純利益)	477,161
負債・純資産合計	(373,215)
	734,324

第4期決算公告 令和7年3月27日

東京都渋谷区渋谷三丁目29番20号
ARCO Japan株式会社

代表取締役 古川 珠紀(西明珠紀)

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,691,505
	固定資産 7,100
	資産合計 1,698,605
負純 資産 及の び部	流动負債 1,758,561
	賞与引当金 15,821
資本	有給休暇引当金 2,130
利益	その他の負債 1,740,610
	159,956
その他利益剰余金	80,000
(うち当期純損失)	△139,956
負債・純資産合計	△139,956
	(66,203)
	1,698,605

第5期決算公告 令和7年3月27日

東京都千代田区富士見1-8-19
住友不動産千代田富士見ビル
株式会社ヘルスケアコンサルティング
代表取締役 小久保欣哉

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 97,583
	固定資産 3,130
	資産合計 100,714
負純 資産 及の び部	流动負債 40,473
	負債合計 40,473
資本	株主資本 60,241
利益	資本剰余金 20,000
	40,241
その他利益剰余金	40,241
(うち当期純利益)	(12,476)
純資産合計	60,241
負債・純資産合計	100,714

第2期決算公告 令和7年3月14日

東京都品川区西五反田八丁目9番5号

クラスタークリエイタージョブズ株式会社

代表取締役 成田 晴彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 77,567
	資産合計 77,567
負純 資産 及の び部	流动負債 52,260
	株主資本 25,306
資本	資本剰余金 5,000
利益	資本準備金 5,000
	5,000
その他利益剰余金	15,306
(うち当期純利益)	15,306
負債・純資産合計	(17,905)
	77,567

第10期決算公告 令和7年3月28日

東京都品川区西五反田八丁目9番5号

クラスター株式会社

代表取締役 加藤 直人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 1,813,163
	固定資産 239,301
	資産合計 2,052,464
負純 資産 及の び部	流动負債 494,520
	株主資本 229,119
資本	資本剰余金 1,328,824
利益	資本準備金 100,000
	5,068,859
その他資本剰余金	3,365,347
(うち当期純損失)	1,703,512
利益剰余金	△3,840,035
その他利益剰余金	△3,840,035
(うち当期純損失)	(1,972,378)
負債・純資産合計	2,052,464

第12期決算公告 令和7年5月9日
東京都目黒区青葉台二丁目19番10号

株式会社エルエヌ

代表取締役 石井 祐司

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 350 固定資産 1,795 資産合計 2,145
負純 資産 及の び部	流動負債 197 固定負債 1,820 株主資本 128 資本利益 100 その他利益 28 利益剰余金 28 (うち当期純利益) (320) 負債・純資産合計 2,145

第4期決算公告 令和7年5月9日
東京都港区港南二丁目15番3号

株式会社OHANAPANA

代表取締役 新井 貴

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 81,703 固定資産 5,386 資産合計 87,090
負純 資産 及の び部	流動負債 5,317 固定負債 81,773 株主資本 50,000 資本利益 31,773 その他利益 31,773 利益剰余金 31,773 (うち当期純利益) (10,452) 合計 87,090

第3期決算公告

令和7年5月9日 東京都渋谷区宇田川町14番13号 宇田川町ビルディング3階

株式会社まなぶや

代表取締役 金光 七緒

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 1,996,027 固定資産 693,260 投資その他の資産 693,260 資産合計 2,689,287
負純 資産 及の び部	流動負債 4,954,641 固定負債 △2,265,354 株主資本 400,000 資本利益 △2,665,354 その他利益 △2,665,354 利益剰余金 (うち当期純損失) (129,882) 合計 2,689,287

第23期決算公告

令和7年5月9日

東京都渋谷区桜丘町3番2号 渋谷サクラステージSAKURAタワー6F
グローバルペイス株式会社
代表取締役 茂木敬一郎

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:百万円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	32,593	流動負債	24,377
固定資産	1,153	固定負債	639
		退職給付引当金	579
		株主資本	8,730
		資本利益	95
		剰余金	8,639
		利益準備金	23
		その他利益剰余金	8,615
		(うち当期純利益)	(2,961)
		自己株式	△3
資産合計	33,746	負債・純資産合計	33,746

第75期決算公告

令和7年5月9日

大阪市淀川区十三東一丁目11番28号

光食品工業株式会社

代表取締役 山口 鎮雄

貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	436,260	流動負債	15,954
固定資産	409,030	固定負債	23,371
有形固定資産	129,973	株主資本	805,964
無形固定資産	210	資本剰余金	10,000
投資その他の資産	278,846	利益準備金	795,964
		その他利益剰余金	2,500
		(うち当期純利益)	793,464
資産合計	845,290	負債・純資産合計	845,290

決算公告令和7年5月9日 東京都中央区新富一丁目13番24号 交神運輸株式会社
代表取締役 神保 義孝

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部		
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	686,924	流動負債	261,271
固定資産	749,528	賞与引当金	10,200
		固定負債	771,243
		株主資本	403,937
		資本剰余金	20,000
		その他資本剰余金	80,135
		利益剰余金	303,802
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	298,802
		(うち当期純利益)	(46,076)
資産合計	1,436,452	負債・純資産合計	1,436,452

第33期決算公告

令和7年5月9日

東京都目黒区目黒一丁目24番12号 ミーレ・ジャパン株式会社
代表取締役 富田 晶子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部		
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,149,280	流動負債	2,695,535
固定資産	791,768	(賞与引当金)	(82,000)
		固定負債	572,033
		(退職給付引当金)	(380,000)
		株主資本	1,673,480
		資本剰余金	90,000
		資本準備金	90,000
		利益剰余金	1,493,480
		その他利益剰余金	1,493,480
		(うち当期純利益)	(98,989)
合計	4,941,048	合計	4,941,048

第11期決算公告令和7年2月17日 東京都港区芝五丁目29番11号G-BASE田町13階 スマートキャンプ株式会社
代表取締役 林 詩音

貸借対照表の要旨(令和6年11月30日現在)(単位:千円)

科 目	金額	科 目	金額
流動資産	1,651,489	流動負債	1,629,160
固定資産	1,259,142	賞与引当金	974
		役員賞与引当金	1,250
		固定負債	638,452
		株主資本	642,161
		資本剰余金	100,082
		利益剰余金	82
		その他利益剰余金	541,996
		(うち当期純利益)	541,996
		新株予約権	(243,292)
			857
資産合計	2,910,632	負債・純資産合計	2,910,632

第72期決算公告令和7年3月21日 東京都港区芝四丁目1番23号 AGCプライブリコ株式会社
取締役社長 石橋 基彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部		
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	4,530,975	流動負債	2,659,692
固定資産	1,547,328	(その他引当金)	(213,860)
有形固定資産	317,977	固定負債	51,699
無形固定資産	135,699	(退職給付引当金)	(40,809)
投資その他の資産	1,093,652	(役員退職慰労引当金)	(10,890)
		株主資本	3,366,912
		資本剰余金	360,000
		利益準備金	90,000
		その他利益剰余金	2,916,912
		(うち当期純利益)	(228,237)
資産合計	6,078,304	負債・純資産合計	6,078,304

第5期決算公告 令和7年5月9日

東京都千代田区九段南二丁目3番14号

株式会社A VS

代表取締役 石原 豊史

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	21,513 —
	資産合計	21,513
負純 資 産及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 その他の資本 利益 余 金 (うち当期純利益)	16,365 5,147 5,000 147 (1,335)
	負債・純資産合計	21,513

第49期決算公告

令和7年5月9日

横浜市鶴見区矢向六丁目12番11号

株式会社青馬堂書店

代表取締役 深瀬 昭次

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在)(単位:百万円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	66 11
	資産合計	77
負純 資 産及 の び部	流动負債 株主資本 資本利益 その他の資本 利益 余 金 (うち当期純利益)	181 59 △163 10 △173 △173 (18)
	負債・純資産合計	77

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を六千万円減少し一千
万円とすることにいたしました。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおり
です。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第16期決算公告 令和7年5月9日

東京都中央区銀座七丁目14番13号
日土地銀座ビル

ニューベイシブジャパン株式会社

代表取締役 田中 孝明

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	4,133,715 878,479
	資産合計	5,012,195
負純 資 産及 の び部	流动负债 賞与引当金 株主資本 資本利益 その他の資本 利益 余 金 (うち当期純利益)	3,325,039 121,109 3,203,930 488,098 1,199,057 50,000 1,149,057 1,149,057 (177,616)
	負債・純資産合計	5,012,195

第47期決算公告

令和7年5月9日

大阪府吹田市泉町二丁目36番36号

株式会社エコー美容室

代表取締役 新谷 幸司

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	841 96,499
	資産合計	97,340
負純 資 産及 の び部	流动负债 負債合計	88,171 88,171
	株主資本 資本利益 その他の利益 余 金 (うち当期純損失)	9,169 12,000 △2,831 △2,831 (743)
	純資産合計	9,169
	負債・純資産合計	97,340

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を三百万円減少するこ
とにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第23期決算公告 令和7年5月9日

東京都千代田区紀尾井町1番3号

JL Lリテールマネジメント株式会社

代表取締役 飯尾 太一

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	3,026,006 70,267
	資産合計	3,096,273
負純 資 産及 の び部	流动负债 賞与引当金 株主資本 資本利益 その他の資本 利益 余 金 (うち当期純利益)	1,784,268 105,482 1,312,005 50,000 21,584 21,584 1,240,421 12,500 1,227,921 (477,528)
	負債・純資産合計	3,096,273

第47期決算公告

令和7年5月9日

愛媛県今治市登畠甲155番地3

株式会社スナミヤ

代表取締役 砂見 明

貸借対照表の要旨

(令和6年6月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	13,385 13,905 25,650
	資産合計	52,941
負純 資 産及 の び部	流动负债 負債合計	14,420 58,664 △20,143 20,000 △40,143 △40,143 (2,711)
	株主資本 資本利益 その他の利益 余 金 (うち当期純損失)	14,420 58,664 △20,143 20,000 △40,143 △40,143 (2,711)
	合計	52,941

資本金の額の減少公告
当社は、資本金の額を一千四百万円減少し、
六百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお
りです。
この決定に対し異議のある債権者は、本公司
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第19期決算公告 令和7年5月9日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10-201号

エル・マップ・ワン特定目的会社

取締役 松澤 和浩

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	特定資産 その他の資産	3,748,099 37,366
	資産合計	3,785,465
負純 資 産及 の び部	流动负债 固定负债 負債合計	8,950 3,774,567 3,783,518
	社員資本 特定資本 剩余余 金 (うち当期純損失)	1,947 100 1,847 (237)
	純資產合計	1,947
	負債・純資產合計	3,785,465

第22期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

丸の内仲通りビル6階

ARC-CapitaLand Two特定目的会社

取締役 渡邊 明彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部	負債及び純資産の部
特定資産	193
信託土地	14,463
その他資産	8,024
流動資産	2,216
固定資産	6,507
投資その他の資産	△699
繰延資産	8,024
資産合計	22,681
特員負債	1,947
信託負債	1,947
その他の負債	1,947
流動負債	1,947
固定負債	1,947
投資その他の負債	1,947
繰延負債	1,947
負債合計	1,947
資本金	35,628
積立金	732,241
その他の資本	696,613
資本合計	696,173
資本剰余金	439
積立剰余金	696,173
資本合計	696,173
資本剰余金	1,215
積立剰余金	1,806
資本合計	699,195
資本剰余金	699,195
積立剰余金	699,195
資本合計	699,195
資本剰余金	699,195
積立剰余金	699,195
資本合計	699,195

損益計算書の要旨
(自令和6年1月1日)
(至令和6年12月31日)
(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	35,628	
営業費用	732,241	
営業外収益	696,613	
営業外費用	439	
営業外損失	696,173	
営業外損失	696,173	
税金等	1,215	
税金等	1,806	
税金等	699,195	

第21期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階ARC—CapitaLand Three特定目的会社
取締役 大平美和子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	13,091	流动負債	115
信託土地	9,068	固定負債	8,757
信託建物	4,023	負債合計	8,872
その他の資産	667	社員資本	4,886
流动資産	587	特定資本金	307
固定資産	78	優先資本金	4,090
投資その他の資産	78	繰延資産	489
	1	当期末処分利益	489
		純資産合計	4,886
資産合計	13,759	負債・純資産合計	13,759

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	978,980
営業費用	488,175
営業利益	490,804
営業外収益	66
営業外費用	490,871
税引前当期純利益	490,871
法人税、住民税及び事業税	1,385
法人税等調整額	△0
当期純利益	489,486

第4期決算公告

令和7年3月28日 東京都台東区台東3-35-7
株式会社YAKAセットマネジメント
代表取締役 金井 允力

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
流動資産	214,049
固定資産	1,500
合計	215,549
流動負債	192,088
資本金	466
株主資本	23,461
本益余金	8,800
利益剰余金	14,661
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	14,661 (6,811)
合計	215,549

第20期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階ARC—CapitaLand Four特定目的会社
取締役 大平美和子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	6,350	流动負債	68
信託土地	4,280	固定負債	3,231
信託建物	2,070	負債合計	3,299
その他の資産	296	社員資本	3,347
流动資産	279	特定資本金	183
固定資産	14	優先資本金	2,963
投資その他の資産	14	繰延資産	199
	2	当期末処分利益	199
資産合計	6,647	純資産合計	3,347
		負債・純資産合計	6,647

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	473,613
営業費用	272,296
営業利益	201,316
営業外収益	30
営業外費用	201,347
税引前当期純利益	201,347
法人税、住民税及び事業税	1,385
法人税等調整額	△0
当期純利益	199,961

第3期決算公告

令和7年2月28日

東京都新宿区下宮比町1-4
株式会社リバネスナレッジ
代表取締役 吉田 丈治

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
流動資産	119
固定資産	1
合計	120
流動負債	16
株主資本	104
資本準備金	50
資本剰余金	50
利益剰余金	4
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	4 (32)
合計	120

第21期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階サファイアレジデンス特定目的会社
取締役 大平美和子
代表取締役

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	10,179	流动負債	61
信託土地	3,947	固定負債	9,027
信託建物	6,219	負債合計	9,089
その他の資産	12	社員資本	3,439
器具備品	2,349	特定資本金	228
流動資産	2,248	優先資本金	3,112
固定資産	91	繰延資産	99
投資その他の資産	91	当期末処分利益	99
	8	純資産合計	3,439
資産合計	12,529	負債・純資産合計	12,529

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	486,320
営業費用	437,643
営業利益	48,676
営業外収益	134,500
営業外費用	3,312
税引前当期純利益	179,864
法人税、住民税及び事業税	179,864
法人税等調整額	950
当期純利益	178,914

第31期決算公告

令和7年5月9日

東京都港区西麻布四丁目14番24号
株式会社テトラポットフィルムズ
代表取締役 今井 厚生

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在) (単位:円)

科 目	金額
流動資産	402,754,906
固定資産	13,035,420
合計	415,790,326
流動負債	215,841,087
株主資本	19,109,901
資本準備金	180,839,338
資本剰余金	10,000,000
その他利益剰余金	170,839,338
その他利益剰余金 (うち当期純利益)	170,839,338 (27,435,515)
合計	415,790,326

第34期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階Somerset六本木特定目的会社
取締役 大平美和子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	3,600	流动負債	28
固定資産	3,600	固定負債	1,200
有形固定資産	3,600	負債合計	1,229
その他の資産	204	社員資本	2,575
流動資産	196	特定資本金	246
固定資産	7	優先資本金	2,223
有形固定資産	5	繰延資産	105
投資その他の資産	1	当期末処分利益	105
繰延資産	0	純資産合計	2,575
		負債・純資産合計	3,804
資産合計	3,804		

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金額
営業収益	202,377
営業費用	94,872
営業利益	107,505
営業外収益	20
営業外費用	806
税引前当期純利益	106,720
法人税、住民税及び事業税	106,720
法人税等調整額	1,387
当期純利益	105,332

第11期決算公告

令和7年5月9日

東京都港区海岸三丁目20番20号
株式会社ヴェオリニアニュークリア
ソリューションズジャパン
代表取締役 酒井 和夫

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
流動資産	145,838
固定資産	145,838
合計	145,838
流動負債	185,952
株主資本	△40,113
資本準備金	10,000
資本剰余金	△50,113
その他利益剰余金	△50,113
その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△50,113 (88,236)
合計	145,838

第1期決算公告

令和7年5月9日
東京都千代田区大手町一丁目6番1号
大手町ビル1階-3階SPACES大手町
Hodes Weill Japan株式会社
代表取締役 アルフレッド・パウロ・ロボ
貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 4,926 固定資産 214 合 計 5,141
負純 資産 及の び部	流动負債 1,052 株主資本金 4,088 資本剰余金 100 利益剰余金 3,988 その他利益剰余金 (うち当期純利益) 3,988 合 計 5,141

第19期決算公告

令和7年5月9日
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階
クリスタルレジデンス特定目的会社
取締役 大平美和子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特定資産 16,471 信託土地 6,790 その他の資産 9,681 流動資産 1,544 固定資産 1,459 投資その他の資産 82 繰延資産 3	流动負債 132 固定負債 15,635 負債合計 15,768 社員資本金 2,247 特定資本金 534 優先資本金 1,507 当期末剰余金 205 当期末処分利益 205 純資産合計 2,247
資産合計 18,016	負債・純資産合計 18,016

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日)
(至 令和6年12月31日)
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	884,128
営業費用	677,975
営業外収益	206,152
営業常経税引前当期純利益	790
法人税	206,833
事業税	206,833
法人税等調整額	1,383
当期純利益	2
合計	205,447

第49期決算公告 令和7年5月9日

愛知県大府市終山町7丁目170番地
日本ベンダー整備株式会社
代表取締役 石原 豊史
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 195,068 固定資産 1,159,363 資産合計 1,354,431
負純 資産 及の び部	流动負債 414,443 修繕引当金 14,000 固定負債 0 株主資本金 939,988 資本剰余金 20,000 資本別途積立金 846,130 繰越利益剰余金 15,000 (うち当期純利益) 58,858 合計 1,354,431

第19期決算公告

令和7年5月9日
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階
Diamond Ginza特定目的会社
取締役 大平美和子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
その他の資産 7,660 流动資産 7,660 固定資産 0 投資その他の資産 0	流动負債 626 負債合計 626 社員資本金 7,033 特定資本金 449 剩余余金 6,584 当期末処分利益 6,584 純資産合計 7,033
資産合計 7,660	負債・純資産合計 7,660

科 目	金 額
営業収益	13,206,521
営業費用	6,619,197
営業外収益	6,587,323
営業常経税引前当期純利益	896
法人税	6,588,220
事業税	6,588,220
法人税等調整額	3,875
当期純利益	△211
合計	6,584,556

第12期決算公告

令和7年4月18日
愛知県名古屋市西区城西五丁目1番19号
愛知宅建サポート株式会社
代表取締役 光岡 新吾
貸借対照表の要旨
(令和7年3月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 93,556,880 固定資産 10,196,956 資産合計 103,753,836
負純 資産 及の び部	流动負債 16,291,870 固定負債 0 株主資本金 87,461,966 資本剰余金 3,650,000 その他利益剰余金 83,811,966 (うち当期純利益) 0 合計 103,753,836

第19期決算公告

令和7年5月9日
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階
シタディーン新宿特定目的会社
取締役 大平美和子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特定資産 5,827 有形固定資産 5,827 その他の資産 981 流动資産 951 有形固定資産 28 投資その他の資産 1 繰延資産 2	流动負債 146 固定負債 2,200 負債合計 2,347 社員資本金 4,461 特定資本金 0 A号優先資本金 3,816 B号優先資本金 2,750 剩余余金 1,066 当期末処分利益 645 純資産合計 4,461
資産合計 6,808	負債・純資産合計 6,808

科 目	金 額
営業収益	1,357,501
営業費用	710,365
営業外収益	647,136
営業常経税引前当期純利益	285
法人税	647,422
事業税	717
法人税等調整額	646,704
当期純利益	1,253
合計	139
損失	645,310

第16期決算公告 令和7年5月9日

大阪市平野区長吉川辺四丁目1番5号
株式会社アペックス西日本
代表取締役 石原 豊史
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,306,543 固定資産 470,734 資産合計 1,777,278
負純 資産 及の び部	流动負債 3,973,495 固定負債 317,760 退職給付引当金 317,760 株主資本金 △2,513,977 資本準備金 64,060 利益剰余金 △2,632,097 内繰越利益剰余金 △2,632,097 (うち当期純利益) (403,925) 合計 1,777,278

第11期決算公告

令和7年5月9日
東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階
シタディーンセントラル新宿特定目的会社
取締役 大平美和子
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資 産 の 部	負 債 及 び 純 資 産 の 部
特定資産 7,175 信託土地 5,090 その他の資産 1,334 流动資産 1,319 固定資産 12 投資その他の資産 12 繰延資産 3	流动負債 117 固定負債 5,204 負債合計 5,321 社員資本金 3,188 特定資本金 0 優先資本金 2,535 剩余余金 652 当期末処分利益 652 純資産合計 3,188
資産合計 8,510	負債・純資産合計 8,510

科 目	金 額
営業収益	967,128
営業費用	313,299
営業外収益	653,829
営業常経税引前当期純利益	46
法人税	653,876
事業税	653,876
法人税等調整額	1,178
当期純利益	652,697

第8期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階Diamond Kanazawa特定目的会社
取締役 大平美和子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	4,979	流動負債	270
流动資産	4,979	負債合計	270
社員資本	4,708	定資本	0
特定資本	0	優先資本	4,520
優先余剰	188	当期末処分利益	188
当期末処分利益	4,708	純資産合計	4,708
資産合計	4,979	負債・純資産合計	4,979

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	10,755,029
営業費用	9,789,664
営業利益	965,364
営業外収益	524
営業外費用	1,665
営業経常利益	964,224
税引前当期純利益	964,224
法人税、住民税及び事業税	3,402
当期純利益	960,822

第68期決算公告 令和7年3月28日
福岡県福岡市中央区天神四丁目1番18号
日進ビル株式会社
代表取締役 中溝 公次
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	52,485
流動資産	510,248
資産合計	562,733
負純資産及のび部	
流動負債	256,569
固定資本	40,151
株主資本	266,012
利益剰余金	10,000
利益準備金	256,012
別途積立金	2,500
その他利益剰余金(うち当期純利益)	37,000
当期純利益	216,512
負債・純資産合計	(19,304)
負債・純資産合計	562,733

第36期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階CapitaRetail IH特定目的会社
取締役 栗国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	881	流動負債	448
有価証券	881	負債合計	448
その他の資産	7,682	社員資本	8,115
流动資産	7,682	特定資本	2,787
特定期間の資本		優先資本	2,913
優先余剰		当期末処分利益	2,415
当期末処分利益		純資産合計	8,115
資産合計	8,563	負債・純資産合計	8,563

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	7,345,363
営業費用	4,952,437
営業利益	2,392,925
営業外収益	23,965
営業外費用	90
営業経常利益	2,416,800
税引前当期純利益	2,416,800
法人税、住民税及び事業税	1,667
当期純利益	2,415,132

第69期決算公告

令和7年3月17日

神戸市東灘区御影本町1丁目7番15号
菊栄不動産株式会社
取締役社長 嘉納 育人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	225,853
流動資産	1,464,066
資産合計	1,689,919
負純資産及のび部	
流動負債	64,881
固定資本	501,413
株主資本	1,123,625
利益剰余金	10,000
利益準備金	1,113,625
その他利益剰余金(うち当期純利益)	3,000
当期純利益	1,110,625
合計	(20,710)
合計	1,689,919

第39期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
丸の内仲通りビル6階CapitaRetail LPM特定目的会社
取締役 栗国 正樹

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	39,290	流動負債	387
固定資産	39,290	固定負債	24,509
有形固定資産	39,290	負債合計	24,896
その他の資産	3,163	社員資本	17,557
流动資産	3,097	特定資本	1,836
固定資産	54	優先資本	15,264
有形固定資産	19	当期末処分利益	456
投資その他の資産	34	純資産合計	17,557
繰延資産	10		
資産合計	42,453	負債・純資産合計	42,453

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	1,714,955
営業費用	1,256,860
営業利益	458,094
営業外収益	188
営業外費用	458,282
営業経常利益	458,282
税引前当期純利益	458,282
法人税、住民税及び事業税	1,778
当期純利益	456,503

第55期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区鍛冶町二丁目9番12号

株式会社徳力ホールディングス

代表取締役 鈴木 紀就

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の産部	12,262,230
流動資産	14,105,671
資産合計	26,367,902
負債及び純資産の部	
流動負債	14,241,565
引当金	1,200
その他の負債	14,240,365
固定負債	4,491,652
役員退職慰労引当金	114,700
その他の負債	4,376,952
負債合計	18,733,216
株主資本金	5,883,562
資本剰余金	30,000
その他の資本剰余金	3,509,977
利益剰余金	3,509,977
利益準備金	2,343,585
その他利益剰余金(うち当期純利益)	7,500
評議・換算差額等	2,336,085
その他有価証券評議差額金	(301,487)
土地再評議差額金	1,751,123
純資産合計	1,993
負債・純資産合計	1,749,130
純資産合計	7,634,686
負債・純資産合計	26,367,902

第18期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

丸の内仲通りビル6階

シタディーン京都五条特定目的会社
取締役 大平美和子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	5,566	流動負債	371
流动資産	5,566	負債合計	371
社員資本	5,194	定資本	0
特定資本	2,263	優先資本	2,760
A号優先資本	1,760	B号優先資本	503
当期末処分利益	2,931	純資産合計	5,194
純資産合計	5,566	当期純利益	3,458

損益計算書の要旨
(自 令和6年1月1日) 至 令和6年12月31日
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	6,527,922
営業費用	3,105,042
営業利益	3,422,879
営業外収益	1,046
営業外費用	3,423,926
営業経常利益	3,423,926
特損	0
税引前当期純利益	3,423,926
法人税、住民税及び事業税	3,458
当期純利益	3,420,467

第62期決算公告

令和7年5月9日

愛知県大府市終山町二丁目418番地

株式会社アペックス

代表取締役 石原 豊史

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	14,400,980
固 定 資 産	8,161,052
資 産 合 計	22,562,032
負債 及び 純 資 産 の 部	
流 動 負 債	5,139,372
固 定 負 債	8,906,995
退職給付引当金	640,316
株 主 資 本	8,515,665
資 本 剰 余 金	50,000
資 本 準 備 金	8,520,322
その他の資本剰余金	316,192
利 益 剰 余 金	8,204,130
利 益 準 備 金	△54,657
その他利益剰余金	21,000
(継越利益剰余金)	△75,657
(うち当期純利益)	(△75,657)
評価・換算差額等	(2,797,975)
その他有価証券評価差額金	0
負債・純資産合計	22,562,032

第10期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内二丁目4番1号
丸の内ビルディング14階NBRE Management Japan Advisors
株式会社代表取締役社長 モーテン・カンプリ
代表取締役 タイミ大洋

貸借対照表の要旨

(令和6年12月31日現在) (単位:円)

科 目	金 額
資の 産部	
流 動 資 産	205,946,493
固 定 資 産	147,611,554
資 産 合 計	353,558,047
負債 及び 純 資 産 の 部	
流 動 負 債	56,708,133
固 定 負 債	26,595,382
退職給付引当金	26,595,382
負 債 合 計	83,303,515
株 主 資 本	270,254,532
資 本 剰 余 金	100,000,000
資 本 準 備 金	99,999,999
その他の資本剰余金	99,999,999
利 益 剰 余 金	—
利 益 準 備 金	70,254,533
その他利益剰余金	—
(うち当期純利益)	70,254,533
純 資 産 合 計	(13,889,200)
負債・純資産合計	270,254,532
負債・純資産合計	353,558,047

第24期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

東京共同会計事務所内

さくらインベストメント特定目的会社

取締役 本郷 雅和

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特定資産の部	17,805,051
特定資産合計	17,805,051
その他の資産の部	
流 動 資 産	408,205
緑 延 資 産	66,494
負 債 合 計	13,854,050
その他の資産合計	474,700
資 産 合 計	18,279,752
負債・純資産合計	18,279,752

損益計算書の要旨

(自 至 令和6年7月1日)
(令和6年12月31日)

科 目	金 額
營業収益	1,008,792
営業費用	596,995
営業外収益	411,796
営業外費用	336
経常利益	3,189
税引前当期純利益	408,943
法人税等	408,943
税引前当期純利益	692
法 期 純 利 益	408,251

第20期決算公告

令和7年5月9日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

東京共同会計事務所内

K T 六本木インベストメント特定目的会社

取締役 森田 威

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特定資産の部	42,962,765
固定資産	42,962,765
有形固定資産	42,962,765
特定資産合計	42,962,765
その他の資産の部	
流 動 資 産	1,560,846
負 債 合 計	398,049
社員資本金	44,125,562
特定資本金	100
優先資本金A号	46,309,600
優先資本金B号	45,712,100
優先資本金C号	597,500
剩 余 金	△2,184,137
当期末処理損失	2,184,137
純 資 產 合 計	44,125,562
資 產 合 計	44,523,612
負債・純資産合計	44,523,612

損益計算書の要旨

(自 至 令和6年1月1日)
(令和6年12月31日)

科 目	金 額
營業収益	349,015
営業費用	658,805
営業外収益	309,790
営業外費用	1,621
経常損失	308,169
税引前当期純損失	308,169
法人税等	1,210
当 期 純 損 失	309,379

第1期決算公告

令和7年5月9日

東京都中央区銀座一丁目6番11号

S O L 特定目的会社

取締役 石倉 一人

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 產	76,973,163	流 動 負 債	31,656
投 資 有 価 証 券	76,973,163	固 定 負 債	51,740,000
そ の 他 資 產	627,448	負 債 合 計	51,771,656
流 動 資 產	329,445	社 員 資 本	25,828,955
緑 延 資 產	298,002	特 定 資 本	100
		優 先 資 本	25,257,308
		剩 余 金	571,547
		当 期 未 処 分 利 益	571,547
		純 資 產 合 計	25,828,955
資 產 合 計	77,600,612	負債・純資産合計	77,600,612

損益計算書の要旨

(自 至 令和6年2月16日)
(令和6年12月31日)

科 目	金 額
營業収益	743,427
営業費用	170,375
営業外収益	573,052
営業外費用	0
経常利益	573,052
税引前当期純利益	573,052
法人税、住民税及び事業税	1,505
当 期 純 利 益	571,547

第2期決算公告

令和7年5月9日

東京都中央区銀座一丁目6番11号

M & C S a k u r a 特定目的会社

取締役 中村 武

貸借対照表の要旨
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特 定 資 產	8,430,453	流 動 負 債	50,492
固 定 資 產	8,430,453	固 定 負 債	6,270,000
そ の 他 資 產	1,436,951	負 債 合 計	6,320,492
流 動 資 產	1,417,771	社 員 資 本	3,546,912
固 定 資 產	17,500	特 定 資 本	100
投 資 そ の 他 の 資 產	17,500	優 先 資 本	3,545,000
緑 延 資 產	1,679	剩 余 金	1,812
		当 期 未 処 分 利 益	1,812
		純 資 產 合 計	3,546,912
資 產 合 計	9,867,404	負債・純資産合計	9,867,404

損益計算書の要旨

(自 至 令和6年1月1日)
(令和6年12月31日)

科 目	金 額
營業収益	411,778
営業費用	407,565
営業外収益	4,212
営業外費用	684
経常利益	4,897
税引前当期純利益	4,897
法人税、住民税及び事業税	1,613
当 期 純 利 益	3,824

第13期決算公告

令和7年5月9日
兵庫県加古川市平岡町土山325番地の1
トランジシャル株式会社
代表取締役 浦田 勝仁

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	58,341 11,911
	資産合計	70,252
負純 資産 及び部	流动負債 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 その他利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	242,713 △172,461 3,000 △175,461 △175,461 △175,461 (16,714)
	負債・純資産合計	70,252

第52期決算公告

令和7年5月9日
兵庫県加古川市平岡町土山325番地の1
戸部商事株式会社
代表取締役 浦田 勝仁

貸借対照表の要旨(令和6年7月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産	259,706 52,608
	資産合計	312,315
負純 資産 及び部	流动负债 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 その他利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	29,710 868,071 △585,466 10,000 △595,466 2,250 △597,716 (4,993)
	負債・純資産合計	312,315

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第14期決算公告

令和7年5月9日
三重県津市高茶屋小森町2786番地
株式会社ベルサービス
代表取締役 遠山 秀夫

貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産	15,522
	資産合計	15,522
負純 資産 及び部	流动负债 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 繰越利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	20,622 △5,099 300 △5,399 △5,399 (1,009)
	負債・純資産合計	15,522

第15期決算公告

令和7年5月9日
三重県津市高茶屋小森町2786番地
株式会社ベルライフ
代表取締役 吉田 卓史

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	220,244 42,496
	資産合計	262,741
負純 資産 及び部	流动负债 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 繰越利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	87,021 228,008 △52,288 3,000 △55,288 △55,288 (111,043)
	負債・純資産合計	262,741

合併公告
左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第3期決算公告

令和7年5月9日
東京都港区六本木一丁目9番10号
JMアリエス特定目的会社
取締役 長尾 誠

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
特定資産 投資有価証券	19,220,952	19,220,952
特定資産合計	19,220,952	19,220,952
その他資産 流動定資産 固縁延資産	501,962 409,828 85,315 6,820	225,068 10,960,800 11,185,868 8,537,047 100 8,450,458 86,489 86,489
その他資産合計	501,962	8,537,047
資産合計	19,722,915	19,722,915

損益計算書の要旨(自令和6年1月1日至令和6年12月31日)(単位:千円)

科	目	金額
営業収益	285,367	
営業費用	132,396	
営業利益	152,972	
営業外損益	△215	
経常利益	152,756	
税引前当期純利益	152,756	
法人税、住民税及び事業税	2,448	
当期純利益	150,308	

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九十九条に基づき、優先資本金の額を一億七千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

第3期決算公告

令和7年5月9日
埼玉県さいたま市緑区美園六丁目30番地22
株式会社ハウスストーリー
代表取締役 三塚 孝二

貸借対照表の要旨(令和6年4月30日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	30,703 4,607
	合計	35,311
負純 資産 及び部	流动负债 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 その他利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	12,516 19,589 3,205 1,000 2,205 2,205 (9,994)
	合計	35,311

第14期決算公告

令和7年5月9日
宮城県仙台市若林区白萩町28番25号
株式会社フルタウン
代表取締役 三塚 孝二

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の 産部	流動資産 固定資産	1,642,269 859,010 307
	合計	2,501,588
負純 資産 及び部	流动负债 株主資本 資本利益 益利 益剩 余金 その他利益 利 益剩 余金 (うち当期純利益)	799,449 1,470,993 231,145 10,000 221,145 221,145 (72,645)
	合計	2,501,588

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

第35期決算公告

令和7年3月28日 福岡県福岡市中央区大宮二丁目1番1号
株式会社ヴェントゥーノ
代表取締役 中野 勇人
貸借対照表の要旨（令和6年12月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	2,211,626	流动負債	1,038,815
固定資産	3,387,584	固定負債	3,228,179
		株主資本	1,334,723
		資本金	20,000
		利益剰余金	1,339,893
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	1,334,893 (488,602)
		自己株式	△25,170
		評価・換算差額等	△2,507
		その他有価証券評価差額金	△2,507
資産合計	5,599,210	負債・純資産合計	5,599,210

第32期決算公告

令和7年3月31日 東京都杉並区和泉1-22-19
朝日生命代田橋ビル2F
アイデックススラボラトリーズ株式会社
代表取締役社長 小野田充利
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	3,959	流动负债	1,181
固定資産	3,945	固定负债	2,652
有形固定資産	1,189	負債合計	3,833
無形固定資産	337	株主資本	4,071
投資その他の資産	2,419	資本剰余金	350
		利益剰余金	100
		その他利益剰余金	3,621
		(うち当期純利益)	3,621
		純資産合計	(792)
資産合計	7,904	負債・純資産合計	4,071

第4期決算公告

2025年5月9日
東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階
株式会社B C J—53
代表取締役 竹井 友二

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在)			(単位:百万円)		
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	159	流動負債	167		
固定資産	25,966	固定負債	12,000		
		株主資本	13,812		
		資本剰余金	100		
		資本準備金	13,977		
		資本剰余金	25		
		その他資本剰余金	13,952		
		利益剰余金	△264		
		その他利益剰余金	△264		
		(うち当期純損失)	(148)		
		新株予約権	145		
資産合計	26,125	負債・純資産合計	26,125		

第1期決算公告

令和7年5月9日 東京都中央区日本橋室町四丁目3番9号
Song Bidco合同会社
代表社員 Song Holdings合同会社
職務執行者 コルム・ジョン・オコネル
貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	4,596	流動負債	302
固定資産	85,182,145	負債合計	302
		社員資本	85,186,440
		資本金	100
		資本剰余金	85,189,900
		その他資本剰余金	85,189,900
		利益剰余金	△3,560
		その他利益剰余金	△3,560
		(△当期純損失)	(3,560)
		純資産合計	85,186,440
資産合計	85,186,742	負債・純資産合計	85,186,742

第6期決算公告

令和7年3月31日 東京都千代田区神田和泉町一丁目6番16号
ヤマトビル405号 TWG Japan株式会社
代表取締役 リサ・マクレラン・トーマス
貸借料返却の要旨 (令和6年12月31日現在) (送付:不適用)

資借対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	2,966	流動負債		2,483	
固定資産	93	固定負債		701	
有形固定資産	22	負債合計		3,185	
無形固定資産	0	株主資本		△125	
投資その他の資産	69	資本剰余金		5	
		資本準備金		5	
		利益剰余金		5	
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)		△135 △135 (45)	
		純資産合計		△125	
資産合計	3,060	負債・純資産合計		3,060	

第 97 期 決 算 公 告

2025年5月9日 広島県福山市沼隈町大字常石1083番地
ツネイシホールディングス株式会社

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)			
資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流动資産	53,554	流动負債	74,188
固定資産	76,447	賞与引当金	11
有形固定資産	4,985	固定負債	38,489
無形固定資産	230	役員退職慰労引当金	5
投資その他の資産	71,230	退職給付引当金	17
		負債合計	112,677
		株主資本	17,301
		資本益	100
		利益剰余金	17,201
		利益準備金	45
		その他利益剰余金	17,156
		評価・換算差額等	22
		その他の有価証券評価差額金	△ 57
		土地再評価差額金	80
		純資産合計	17,324
資産合計	130,002	負債・純資産合計	130,002

第 13 期 決 算 公 告

令和7年3月31日 東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
丸の内トラストタワー本館10階
株式会社トライグル
代表取締役 櫻井 孝佑
備他社四半期報告書（令和6年12月31日現在）（修正、不正解）

貸借対照表の要旨		(令和6年12月31日現在)		(単位:百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額		
流動資産	223	流動負債		512	
固定資産	136	固定負債		226	
		負債合計		738	
		株主資本		△378	
		資本剰余金		7	
		資本準備金		2	
		利益剰余金		2	
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)		△388 △388 (176)	
		純資産合計		△378	
資産合計	360	負債・純資産合計		360	

損益計算書の要旨

損益計算書の要旨
 (自 2024年1月1日) 至 2024年12月31日 (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
売 上 高	21,066	経 常 利 益	4,411
売 上 原 価	309	特 別 利 損	314
売 上 総 利 益	20,756	当 期 純 利 益	55
販 売 費 及 び 一 般 管 理	16,457	引 当 法 人 稅 並 び 事 業 稅	4,669
費 営 業 利 益	4,299	住 民 稅 及 び 法 人 稅 等 調 整 額	1,834
營 業 外 受 益	619	△	52
營 業 外 費 用	507	當 期 純 利 益	2,887

